

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 1	理念・目的及び教育目標
	理念・目的及び教育目標／教育目標の検証

[参考：2014 年度の現状（概要）]

法務研究科では、専門職大学院学則第 4 条の 2 において、「教育理念・目的」を以下のとおり明確に設定している。
○法務研究科は、建学の精神に基づく「共生（ともいき）」の理念と「日本国憲法の精神を護り発展させる」という法学教育の理念を実現するため、「理論と実務」を架橋し、専門的能力を着実に育む教育プログラムを提供することにより、多様で複雑な現代社会の諸問題に対して鋭い人権感覚をもって対処する「市民のために働く法律家」を養成することを目的とする。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
1-1 理念・目的及び教育目標は、明確に設定されているか（「大学院」第 1 条の 2）。	I◎	A	A
1-2 理念・目的及び教育目標は、法科大学院制度の目的に適合しているか（「連携法」第 1 条）。	I◎	A	
1-3 理念・目的及び教育目標は、教職員、学生等の学内の構成員に周知されているか。	I○	A	
1-4 理念・目的及び教育目標は、ホームページや大学案内等を通じ、社会一般に広く明らかにされているか（「学教法施規」第 172 条の 2）。	I◎	A	
1-5 教育目標の達成状況等を踏まえて、教育目標の検証が適切に行われているか。	I○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

1-3 学生に対する周知については、新入生を対象とする「履修ガイダンス」で「理念等」について周知しているほか、「学生手帳」p. 10 及び「履修要項」p. 36 に「理念等」を掲載し、毎年学生全員に配付している。

なお、前回の自己点検・評価において、履修要項巻頭に掲載している「龍谷大学法科大学院の理念と目的」と、履修要項巻末に掲載している「龍谷大学法科大学院『教育理念・目的』」が、名称は似ているが内容は異なっており、理念等の周知にあたって混乱を生じる可能性があるとの指摘（【留意点】）がなされたため、「龍谷大学法科大学院の理念と目的」については「履修要項」から削除し、混乱が生じないように改善した。

教職員のうち、専任教員については、評価の視点 1-5 で後述する教授会での「理念等」の検証に携わっており、事務職員は、「理念等」を掲載する各種媒体の編集・作成に携わっているため、専任教員及び事務職員については、教授会及び各々の業務を通じて「理念等」が浸透していると判断できる。

また、客員教授及び非常勤講師に対しては、「出講手帳」p. 4 に「理念等」を記載し、その周知を図っている。

1-4 理念・目的及び教育目標は、web ページ及び「パンフレット」p. 2 等に掲載しており、社会一般に対して公開している。

1-5 教育目標の適切性について従来は、年度当初の教授会で、研究科長が理念・目的及び教育目標を読み上げ、社会環境の変化等に照らして問題はないか等を審議することで検証していた。しかし、この方法は、評価指標が明確ではなく、客観的なデータに基づく検証とはいえないものであった。

そのため、2013 年度末に実施した「修了生進路状況調査」では、修了生の進路先について尋ねるとともに、「本法科大学院で身につけた知識、能力及び資質が現在の職務等に役立っていると思いますか」という設問を追加し、教育目標の達成状況を客観的に把握できるよう改善した。その結果、2013 年度の評価結果では「今後に期待する」(【留意点】)とのコメントを受けていた。

これらを踏まえ、2014 年度には、第 1 回教授会(2014. 4. 9 開催)では、前年度末に実施した「修了生進路状況調査」の調査結果(速報値)を配付し、理念等の検証に係る審議に供した。その結果、明確化された評価指標及び客観的なデータを基に、法科大学院の理念・目的及び教育目標に問題はないことを確認した。さらに、2014 年度第 3 回教授会(2014. 5. 14 開催)では、キャリア委員会報告として、期限を過ぎて提出された調査票の回答を加えた確定値を報告し、より詳細な状況を確認した。

〔改善すべき点の確認〕前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点(【改善勧告】【努力課題】【留意点】)」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

〔前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項〕
1-5 客観的なデータに基づく教育目標の検証の実施については、改善方策として、2013 年度の「修了生進路状況調査」で得られたデータに分析を加え、その結果を 2014 年度の教授会で議論することとする。

〔評価結果で「改善すべき点(【改善勧告】【努力課題】【留意点】)」とされた事項〕
・「客観的なデータに基づく教育目標の検証」については、今後に期待する。【留意点】
・履修要項巻頭に掲載している「龍谷大学法科大学院の理念と目的」と、履修要項巻末に掲載している「龍谷大学法科大学院『教育理念・目的』」は、名称は似ているが内容は異なっており、理念等の周知にあたって混乱を生じる可能性があると思われる。「龍谷大学法科大学院の理念と目的」の名称を変更するなど、両者を整理し、区別することが望まれる。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項(特色ある取り組みや成果創出など)とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
1-3	① 2014 年度履修ガイダンス〔新入生〕2014 年 4 月 1 日開催
	② 「2014 年度学生手帳」(該当箇所 p. 10) 2014 年 3 月
	③ 「2014 年度履修要項」2014 年 3 月
	④ 「2014 年度 龍谷大学出講手帳」(該当箇所 p. 4) 2014 年 3 月
1-4	① 「法務研究科(法務専攻)の『教育理念・目的』と『3 つの方針』」 < http://www.ryukoku.ac.jp/about/philosophy/graduate_f.html >
	② 2014 年度龍谷大学法科大学院パンフレット」2013 年 6 月
1-5	① 「2014 年度第 1 回(204 回)法科大学院教授会議事録(一部抜粋)」2014 年 4 月 9 日開催
	② 「2014 年度第 3 回(206 回)法科大学院教授会議事録(一部抜粋)」2014 年 5 月 14 日開催
	③ 「2013 年度 修了生進路状況調査 教育目標の検証に係る設問に関する集計結果(確定値)」2014 年度第 3 回教授会(2014. 5. 14 開催)報告

Ⅱ. 評価結果

総評
基準 1-3 および 1-4 について、新入生をはじめ学内構成員や社会一般に対し、様々な方法により周知を図っていることは評価できる。 また昨年度、理念等の周知にあたり混乱が生じる可能性があるとして留意点にあげられた事象について、改善されたことは自己点検・評価の趣旨を十分理解されていると評価できる。 基準 1-5 について、従来実施していた「修了生進路状況調査」に新たな設問を設け、教育目標の達成状況を客観的に把握できるよう改善を加え、その結果を教授会に配布し審議するなど、従来からの検証方法を改善し、教育目標の検証を行ったことは大いに評価できる。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
・理念等の周知にあたり混乱が生じる可能性があるとして留意点にあげられた事象について、改善されたことは自己点検・評価の趣旨を十分理解されていると評価できる。 ・従来実施していた「修了生進路状況調査」に新たな設問を設け、教育目標の達成状況を客観的に把握できるよう改善を加え、その結果を教授会に配布し審議するなど、従来からの検証方法を改善し、教育目標の検証を行い、教育目標に問題が無いことを確認できたことは評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(1)	教育課程等
①	教育課程の編成

〔参考：2014 年度の現状（概要）〕

教育課程の編成については、「龍谷版共通の到達目標モデル」に基づき、法律基本科目 31 科目（64 単位：公法系 8 科目 16 単位、民事法系 16 科目 34 単位、刑事法系 7 科目 14 単位）、法律実務基礎科目 7 科目（14 単位）、基礎法学・隣接科目 16 科目（20 単位）、司法試験選択科目を含む展開・先端科目 25 科目（54 単位）をバランスよく開設している。

〔点検・評価項目について〕 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか（「連携法」第 2 条、「告示第 53 号」第 5 条）。	I ◎	A	A
2-2 法科大学院固有の教育目標を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか（「連携法」第 2 条）。	I ◎	A	
2-3 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか（「告示第 53 号」第 5 条第 2 項）。	I ◎	A	
2-4 カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されているか。	I ○	A	
2-5 授業科目の内容が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。	I ◎	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-5 授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重については以下のとおりである。

適切な授業内容を担保するための取り組みとしては、「論述指導等に関するガイドライン」を定めていることが挙げられる。このガイドラインでは、受験指導の定義を明確にするとともに、具体例を挙げてかかる指導は行わないことを明文化している。このガイドラインについては、「シラバス作成の手引」pp. 8-9 に掲載することで周知している。

授業内容の適切性の検証については、「教員相互による授業参観」を通じて実施している。具体的には、参観者が記入する「授業参観シート」に、「双方向・多方向型授業の実践等、法科大学院教育の趣旨に沿った適切な授業運営が行われていましたか」という問いを設け（「授業参観シート・コメント集」）、FD全体会での討議を通じて検証している（「第4回記録」、「第7回記録」）。
〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
なし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-5	① 「2014 年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」 2014 年 1 月
	② 『「教員相互による授業参観」参観シート・コメント集 [2014 年度]」 2015 年 4 月
	③ 「2014(平成 26)年度第 4 回 FD 全体会記録＜一部抜粋＞」 2014 年 10 月 8 日開催
	④ 「2014(平成 26)年度第 7 回 FD 全体会記録＜一部抜粋＞」 2015 年 1 月 28 日開催

II. 評価結果

総評 基準 2-5 について、「論述指導等に関するガイドライン」を定め、受験指導の定義を明確にするとともに具体例を挙げてかかる指導は行わないことを明文化し、「シラバス作成の手引き」で周知している。 また、「教員相互による授業参観」を実施し、参観者が参観後に記載する「授業参観シート」により FD 全体会での討議を通じ検証していることは、根拠資料からも確認できる。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》 「教員相互による授業参観」を実施し、参観者が参観後に記載する「授業参観シート」により FD 全体会での討議を通じ検証している。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(1)	教育課程等
②	単位及び授業期間の設定／法理論教育と法実務教育の架橋／法律実務基礎科目／法情報調査及び法文書作成

[参考：2014 年度の現状（概要）]

単位については、1 単位当たりの学習量を 45 時間と設定し、2 単位の講義・演習科目の場合は、授業に 30 時間、自主学修に 60 時間を配分し、2 単位実習科目等の場合は、授業に 60 時間、自主学修時間に 30 時間を配分している。また、各授業科目の単位数については、大学設置基準第 21 条第 2 項の規定に照らして、授業方法、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、適切に設定している。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-6 各授業科目の単位数が、授業の方法、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、適切に設定されているか（「大学」第 21 条）。	I◎	A	A
2-7 1 年間の授業期間が、定期試験等の期間を含め、原則として 35 週にわたるものとして適切に設定されているか（「大学」第 22 条）。	I◎	A	
2-8 各授業科目の授業は、10 週又は 15 週にわたる期間を単位として行われているか（「大学」第 23 条）。	I◎	A	
2-9 法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫がなされているか。	I○	A	A
2-10 法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目が必修科目として開設されているか（「告示第 53 号」第 5 条第 1 項第 2 号）。	I◎	A	A
2-11 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目が開設されているか。－	I○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-7 1 年間の授業期間については、学年暦で定めている。2014 年度学年暦の検討では、① 15 回以上の授業回数確保、② 土曜日を除いて 2 日間以上の集中補講日の確保、③ 日曜日を除いて 9 日間以上の定期試験期間の確保等を「基本方針」に掲げた。その結果、授業期間（集中補講日及び定期試験期間を含む）については、第 1 学期には 17 週と 4 日間

を確保し、第2学期にも年末年始の冬期休暇を除いて17週を確保した（「履修要項」p. vii）。したがって、年間ではおおむね35週にわたる授業期間を確保しており、「大学」第22条に照らして適切である。

2-8 授業科目の実施期間については、評価の視点2-7で既述のとおり、2014年度は15回以上の授業回数確保を「基本方針」に掲げ、15週を単位に設定した。したがって、「大学」第23条に照らして適切である。

2-9 法理論教育と法実務教育の架橋については、前年度の評価時から変更はない。すなわち、教育課程の編成については、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、法律基本科目と実務基礎科目との有機的連携及び実践・実習教育の展開を図っている（「履修要項」p. 37）。授業内容については、「法務研修」（「シラバス」p. 116）、「刑事実務総合演習」（同pp. 113-115）等の科目で実務家教員と研究者教員の協働による理論と実務の架橋に向けた取り組みがなされている。履修方法については、法律基本科目群及び実務基礎科目群の全科目を必修とし（「履修要項」p. 35）、全学生にエクスターンを経験させている。

したがって、教育課程の編成、授業内容及び履修方法のすべてにわたって工夫を凝らしていると評価できる。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-7	①「2014年度法科大学院学年暦の基本方針」2013年8月28日 教授会承認
	（再掲：1-3-③）「2014年度履修要項」2014年3月
2-8	（再掲：1-3-③）「2014年度履修要項」2014年3月
	（再掲：2-7-①）①「2014年度法科大学院学年暦の基本方針」2013年8月28日 教授会承認
2-9	①「2014年度版シラバス」2014年3月
	（再掲：1-3-③）「2014年度履修要項」2014年3月

Ⅱ. 評価結果

総評
基準 2-7 および 2-8 については、根拠資料より適切に設定されていると評価できる。 基準 2-9 について、教育課程の編成においては、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、法律基本科目と実務基礎科目との有機的連携及び実践・実習教育の展開を図り、全科目を必修とし、全学生にエクスターンを経験させていることが、根拠資料である履修要項から確認できる。また、授業内容については、関係科目において、実務家教員と研究者教員の協働による理論と実務の架橋に向けた取り組みが成されていることが、シラバスから確認できた。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(1)	教育課程等
③	実習科目／実習科目における守秘義務等／特色ある取り組み

[参考：2014 年度の現状（概要）]

法曹としての実務的な技能、責任感を修得・養成するための実習科目として、法律実務基礎科目群の「民事実務総合演習Ⅱ」、「刑事弁護実務」及び「刑事実務総合演習」において模擬裁判及びローヤリングを取り扱っている。また、同科目群の「法務研修」においてエクスターンシップを取り扱っている。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-12 法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等）が開設されているか。	I ○	A	A
2-13 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、それが、臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制のもとで指導が行われているか。	I ○	A	
2-14 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みが学内の規則で整えられ、かつ、適切な指導が行われているか。	I ◎	A	A
2-15 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育課程について、特色ある取り組みを行っているか。	II ○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-13 本法科大学院では、エクスターンシップ（法律実務実習）を実務基礎科目「法務研修」の一環として実施しており、当該科目の内容及び責任体制については以下のとおりである。

なお、リーガル・クリニックについては実施していない。

（1）実施内容

「法務研修」は、実務基礎科目群に属する必修科目である。学生は、当該科目を2年次の第2学期から3年次の第1学期にかけて履修する。2年次の第2学期には、事前演習として、学外の専門家（弁護士等）による講演を聴いたり、

裁判所、検察及び弁護士会の見学等に参加したりする。その上で、春期休暇中に弁護士事務所又は企業法務部に赴き、2週間のエクスターンシップを経験する。そして、3年次の第1学期には、事後演習の一環として、実習報告会を開催し、実習で得られた経験を報告するなどし、学習を深める。

「法務研修」は、多様な法的課題に対応できる法曹を養成するため、「民事系」、「刑事系」、「企業法務」及び「公益活動」の4プロジェクトから構成されており、学生は、希望するプロジェクトを選択して履修する。

エクスターンを行う「実習先」には、プロジェクトの目的・内容に応じた法律事務所又は企業法務部を選定しており、2014年度には、受講者数（11人）を上回る23か所の「実習受入先」を確保した。

毎年度、開講終了後には、その成果を報告書に取りまとめ、公表している。

（2）責任体制

科目の運営に責任を負うのは「法務総合プロジェクト運営会議」である。同会議は、プロジェクト担当教員と教務主任から構成しており、①実習先の決定等の重要事項、②合同事前・事後演習等の各プロジェクトに共通する事項、等を審議・決定している。また、単一科目としての科目内容の統一性及び成績評価の公平性を維持できるよう、プロジェクト間での調整についても行っている。

2-14 実習科目での守秘義務等の取扱いについては前年度の評価時から変更はない。すなわち、エクスターンを扱う「法務研修」で守秘義務に違反する行為があった場合、当該行為については、専門職大学院学則第46条及び学生懲戒規程に基づく懲戒の対象としている。このことは、守秘義務に関する「誓約書」に明記している。学生は、エクスターンの実施前に、この「誓約書」に署名・押印の上で提出する（「法務研修ガイド」p.27）。また、万一、守秘義務違反があった場合の損害賠償責任については、全学生を大学の保険料負担で「法科大学院教育研究賠償責任保険」（日本国際教育支援協会）に加入させることによって担保している（「法務研修ガイド」pp.28-30）。

守秘義務に関する指導については、「法務研修ガイド」p.14に注意事項として明記し、5月に開催するガイダンスで説明している。また、2年次第1学期開講の必修科目である「法曹倫理」（「シラバス」pp.101-103）でも取り上げている。

2-15 教育課程に関する特色ある取り組みとしては、以下の二点が挙げられる。

（1）「龍谷版共通の到達目標モデル」に基づく教育の実施

第一の取り組みとしては、独自の「龍谷版共通の到達目標モデル」を策定し、それにもとづく教育を行っている点が挙げられる。このモデルは、本法科大学院の学生が、その課程の修了時までには授業及び自学自習で確実に修得しておくべき内容を示すものである。その内容は、法科大学院コア・カリキュラム調査研究グループによって公表された「共通の到達目標モデル（第二次案修正案）」（すべての法科大学院において学修されるべき共通の内容及び水準〔ミニマム・スタンダード〕を示したもの）を検討した上で、独自の教育理念に基づく内容を付加したものである。

このモデルの対象は、全ての必修科目（法律基本科目群及び実務基礎科目群に属する科目）であり、2013年11月に完成した。2014年度からは、対象となる全科目でこのモデルに基づく授業が行われている。

なお、前年度の評価結果で、留意点とされた、「龍谷版共通の到達目標モデル」に対する学生の到達度の測定に関する課題の進捗状況については、評価の視点2-44で後述する。

（2）「法務研修」を基軸とする「理論と実務を架橋」する教育課程の編成

第二の取り組みとしては、実務基礎科目「法務研修」を必修科目とすることにより、「理論と実務を架橋」する教育課程を編成している点が挙げられる。「法務研修」の各プロジェクトは、法律基本科目や、実務基礎科目に加え、基礎法学・隣接科目や、展開・先端科目とも有機的な連携を構築している。

具体的には、民事系プロジェクトは、展開・先端科目群の「消費者法」（「シラバス」pp.136-138）、「民事執行・保全法」（同pp.139-141）、「倒産法Ⅰ」（同pp.175-177）及び「倒産法Ⅱ」（同pp.178-180）との関連がある。刑事系プロジェクトについては、基礎法学・隣接科目群の「犯罪学」（同pp.120-122）並びに展開・先端科目群の「刑事政策」（同pp.130-132）、「少年法」（同pp.142-144）及び「矯正・保護実務論」（同pp.145-147）との関連がある。企業法務プロジェクトについては、展開・先端科目群の「ITと法」（同p.184-186）及び「知的財産法」（同pp.187-189）などとの関連がある。公益活動プロジェクトについては、展開・先端科目群の「社会保障法」（同pp.133-135）、「労働法Ⅰ」（同pp.154-156）などとの関連がある。

【改善すべき点の確認】 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
【評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項】 ・ 特色ある取り組みについては、今後の充実に向け、その成果や達成度を測る客観的指標を整備されたい。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
2-15 特色ある取り組み ・ 2年以上の歳月をかけて 2300 項目を超える「共通の到達目標モデル」の全項目を精査した独自の到達目標を策定し、それに基づく教育課程を編成している点は、本法科大学院ならではの取り組みであり、理念・目的の実現に向けた効果につながっていると認識している。 ・ 「法務研修」を基軸とし、選択科目を含む多様な科目との間に有機的連携を構築することにより、「理論と実務の架橋」を図っている点についても、本法科大学院ならではの取り組みであり、理念・目的の実現に向けた効果につながっていると認識している。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-13	① 「2014-2015 年度 「法務研修」プロジェクト担当教員・実習受入先一覧」
	② 「2014 年度版 法務研修ガイド」 2014 年 5 月
	③ 「第 8 期（2013-2014 年）法務研修報告集」 2014 年 10 月
2-14	① 「龍谷大学専門職大学院学則」 2004 年 11 月 30 日設置認可
	（再掲：2-13-②）「2014 年度版 法務研修ガイド」 2014 年 5 月
	（再掲：2-9-①）「2014 年度版シラバス」 2014 年 3 月
2-15	① 「龍谷版共通の到達目標モデル」 2013 年 11 月
	（再掲：2-13-②）「2014 年度版 法務研修ガイド」 2014 年 5 月
	（再掲：2-9-①）「2014 年度版シラバス」 2014 年 3 月

II. 評価結果

総評 「法務研修」を必修科目とし、事前演習－エクスターンシップ－事後演習（実習報告会）を開設し、「法務総合プロジェクト運営会議」が運営の責任主体となり、審議・決定している。 また、エクスターンシップでの守秘義務等の取り扱いについては、エクスターン実施前にガイダンスなどで説明するとともに「誓約書」により、守秘義務違反の抑制や違反後の対応についても十分配慮されている。 特色ある取り組みとしては「龍谷版共通の到達目標モデル」が 1 年目を終え、進捗状況については項目 2-44 に記載されているが、今後も更なる充実を図って頂きたい。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
①	課程修了の要件／履修科目登録の上限／他の大学院において修得した単位等の認定／入学前に修得した単位等の認定

[参考：2014 年度の現状（概要）]

課程修了の要件については、法令上の基準を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないよう配慮して設定している。

具体的には、「龍谷大学専門職大学院学則」第 13 条及び別表において、課程修了の要件として、3 年以上の在学及び 102 単位の単位修得を定めている。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-16 課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準（原則として 3 年、93 単位以上）を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか（「専門職」第 23 条）。	I ◎	B	B
2-17 学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準（36 単位を標準とする。）に従って適切に設定されているか（「告示第 53 号」第 7 条）。	I ◎	A	A
2-18 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として 30 単位以内、ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、そのを超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみることができる。）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第 21 条）。	I ◎	A	A
2-19 学生が当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として 30 単位以内）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第 22 条）。	I ◎	—	—

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-18 他の大学院での授業科目の履修については、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院と予め協議のうえ、認めることができることとしており、本学大学院研究科の授業科目の履修についても、これに準じることとしている（専門職大学院学則第8条第1項）。また、このようにして修得した単位については、本法科大学院で修得したものとして認定することができることとしている（同条第2項）。さらに、外国の大学院で学修（日本国内での通信教育を含む）については、学長の許可を得て留学することができることを定めている（専門職大学院学則第9条）。

これら、国内外の他大学院での履修によって修得した科目の単位認定については、入学前の既修得科目及び法学既修者認定科目と合わせて30単位を上限としている（専門職大学院学則第11条第2項）。したがって、「専門職」第21条に照らして適切である。

なお、教育水準及び教育課程としての一体性の保持については、龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則（以下、「履修細則」という。）第8条により、対象となる大学院の種別、事前の手続、上限単位数及び認定対象科目の分野等について、詳細に規定することによって担保している（「履修要項」p.33）。

従来、他大学院での履修によって修得した科目の単位を認定した実績はなかったが、2014年度中に京都産業大学との間で、単位互換協定を締結した。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-18	① 京都産業大学と龍谷大学との法科大学院における単位互換に関する協定書の締結及びそれに伴う関連要項の制定について（提案）
	（再掲：2-14-①）「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可
	（再掲：1-3-③）「2014年度履修要項」2014年3月

Ⅱ. 評価結果

総評		
法令上の基準を遵守し、かつ龍谷大学大学院法務研究科履修細則により、教育水準及び教育課程としての一体性の保持が適切に行われていると根拠資料から評価できる。 次年度は、2014 年度に締結された京都産業大学との単位互換に関する協定の利用状況などについて説明願いたい。		
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》		
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載		
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要		

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
②	在学期間の短縮／法学既修者の課程修了の要件／履修指導の体制／学習相談体制

[参考：2014 年度の現状（概要）]

入学予定者を対象とする履修指導については、「教務委員会」が所管し、「入試・広報委員会」と連携して自主学習を支援するための入学前教育（法学未修者・法学既修者共通）を提供している。

新入生を対象とする履修指導については、「教務委員会」が、入学式から授業開始までの間に「新入生オリエンテーション期間」を設け、コース（標準・既修）別の「履修ガイダンス」を開催している。さらに、標準コース生に対しては、「未修者のための導入教育」を開講している。

また、在学生に対する履修指導については、「教務委員会」が3月の成績配付直後に「履修ガイダンス」を開催している。その後、授業開始までの間には専任教員による「学修相談期間」を設け、学生からの質問及び相談に個別対応している。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-20 在学期間の短縮を行っている場合、その期間が法令上の基準（1年以内）に従って設定され、適切な基準及び方法によって、その認定が行われているか（「専門職」第24条）。	I◎	—	—
2-21 法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準（1年、30単位を上限とする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、そのを超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。）に基づいて適切に設定されているか（「専門職」第25条）。	I◎	A	A
2-22 法学未修者及び法学既修者それぞれに応じた履修指導の体制が整備され、履修指導が効果的に行われているか。	I○	A	A
2-23 オフィス・アワーを設定するなど、教員による学習方法等の相談体制が整備され、学習支援が効果的に行われているか。	I○	A	A
2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制が整備され、学習支援が適切に行われているか。	II○	A	
2-25 正課外の学習支援（法科大学院以外の組織における活動であって、法科大学院が関与し法科大学院の学生が参加するものを含む。）が、過度に司法試験受験対策に偏する内容となり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。	I○	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-22 履修指導の体制及び内容については以下のとおりである。

(1) 新入生を対象とする履修指導

新入生に対しては、入学式から授業開始までの間に「新入生オリエンテーション期間」を設け、「履修ガイダンス」を開催した。これに加えて標準コース生に対しては、憲法、民法及び刑法の3科目について、各科目の授業担当者を講師とする「未修者のための導入教育」を開講した。

(2) 在学生に対する履修指導

在学生に対する履修指導については3月の成績配付直後に「履修ガイダンス」を開催した。その後、授業開始までの間には、専任教員による「学修相談期間」を設け、学生からの質問及び相談に個別対応した。

なお、「学修相談期間」は、9月の第1学期成績配付から第2学期授業開始までの期間にも設定した。

2-23 教員による学習相談体制及び学習支援内容については以下のとおりである。

(1) オフィスアワー

オフィスアワーについては専任教員全員が設けており、設定時間等の詳細については、掲示等によって学生に周知している。

(2) 学修相談期間

学修相談期間については、各学期の成績配付から次学期の授業開始までの期間に全専任教員が設けている。学生は、この期間に各教員の研究室を自由に訪問し、新学期を迎えるに当たっての学習上の悩み等を教員に相談できるようにしている。

また、この期間には、教務委員が分担し、成績不振者（原級留置、修了延期決定者又はこれらが見込まれる者等）に対する個別指導を行っている。2014年度には、延べ7人の対象学生（第1学期終了時4人・第2学期終了時3人）を抽出し、個別指導を実施した。

(3) 学習相談員制度

学習相談員制度は、「学生・修了生一人ひとりに対して、より綿密な相談対応や学修支援を行っていくため」（「履修要項」p.15）に導入している。学習相談員となるのは原則として全ての専任教員であり、利用対象者は全ての在学生及び修了生である。

学習相談員による指導内容は、個別科目の指導及びその他の学習相談対応であり、この制度の利用を希望する学生・修了生は、法科大学院教務課に申し出ることになっている。受付は、随時、行っているが、司法試験受験を控えた3年次生に対しては、6月に特に申込期間を設定し、申出を促している。また、修了後も学習継続のために在籍する研究生に対しては、確実に学習相談員が配置されるよう、出願時に提出する学習計画書には、学習相談員による承認を必須としている。このような取り組みにより、2014年度に学習相談員を指名した学生・修了生は、在学生12名、修了生84名となっている。

(4) 専任教員による各種課外学習指導（オフィスアワー及び学習相談制度等）の実態把握

前年度の評価では、専任教員による課外学習指導の実施状況に関する「月報」の提出要請を継続し、その結果を教務委員会及び教授会で共有することにより、有効性を検証する必要性を、自ら「改善すべき点」として掲げた。

この点に関しては、2014年度も全専任教員に対して課外学習指導全般に係る「月報」の提出を求め、一覧表に集約した上で、毎月、教務委員会及び教授会で報告しており、問題はないことを確認している。

2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制及び学習支援の内容については以下のとおりである。

(1) チュートリアル・スタッフ（TS）による学習支援

本法科大学院では、アカデミック・アドバイザーに該当する制度として、法務研究科チュートリアル・スタッフ規程に基づく「TS制度」を設けている。TS制度の採用対象者は原則として弁護士等の司法試験合格者であり、本法科大学院の修了生が中心である。2014年度のTS採用者数は23人であり、ゼミ・個別指導の担当を通じて学生・研究生に対する指

導に従事した。 (2)ティーチング・アシスタント (TA) による学習支援 法科大学院でのTA制度の詳細については、「推薦要領」に定めるとおりである。配置対象科目は、原則として法律基本科目及び「実務総合演習」（実務基礎科目のうち、「民事実務演習Ⅰ」、「民事実務総合演習Ⅱ」及び「刑事実務総合演習」）である。業務内容は、専任教員の指示の下で行う授業に必要な資料収集及び学生からの質問取次ぎ等である。 TAの採用資格を有するのは授業担当者の推薦を受けた研究生であり、2014年度には、第1学期、第2学期ともに12科目・クラスに各1人を配置した。 (3)ロー・ライブラリアンによる学習支援 学習に必要な法情報の収集に関する学生からの相談に対応するため、法科大学院教務課にロー・ライブラリアンの役割を担う嘱託職員を配置している。当該職員は深草図書館分室に常駐し、修士（法学）の学位及び図書館司書の資格を生かした相談対応を行っている。また、学生の予習に役立てるため、夏期・春期の長期休暇ごとに発刊している「龍谷大学法科大学院『ローライブラリーだより』」の編集についても担当している。 2-25 正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重については、評価の視点 2-5 で既述したとおり、受験指導を行わないことを明文化した「論述指導ガイドライン」を制定し、これを正課外の学習支援にも適用することにより、あるべき教育理念から離反しないようにしている。
〔改善すべき点の確認〕前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
〔前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項〕 2-23 教員による学習相談体制及び学習支援内容 専任教員による課外学習指導（オフィスアワー及び学習相談制度等）の実施状況については、組織的な把握に着手したところであり、有効性の検証が十分に行われていない。そのため、課外学習指導に係る「月報」の提出要請を継続し、その結果を教務委員会及び教授会で共有することにより、有効性の検証を実施する。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。 特になし。
--

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。 特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-22	① 「2014 年度『未修者のための導入教育』レジュメ集」 2014 年 3 月
	② 「法科大学院 履修ガイダンス資料（新 2 年次生）」 2014 年 3 月 13 日開催
	③ 「法科大学院 履修ガイダンス資料（新 3 年次生）」 2014 年 3 月 13 日開催
	④ 「2014 年度 第 1 学期授業開始前の学修相談日程表」
	⑤ 「2014 年度 第 2 学期授業開始前の学修相談日程表」
	（再掲：1-3-①）「2014 年度履修ガイダンス〔新入生〕」 2014 年 4 月 1 日開催
2-23	① 「2014 年度 第 1 学期 オフィスアワー開設時間」
	② 「2014 年度 第 2 学期 オフィスアワー開設時間」
	③ 「課外学習指導（オフィスアワー・学習相談員等）月報（様式）」
	④ 「2014 年度 課外学習指導（オフィスアワー・学習相談員等）実施実績一覧」

	⑤ 「学習相談員を活用しようー学習相談員申請のご案内ー」 2014 年 6 月掲示
	⑥ 「2014 年度研究生願書（様式）」
	⑦ 「2014 年度 学習相談員指名状況一覧」
	⑧ 「2014 年度 会議体における『月報』の確認状況一覧」
	（再掲：1-3-③）「2014 年度履修要項」 2014 年 3 月
2-24	① 法務研究科チュートリアル・スタッフ規程」 2005 年 2 月 10 日制定
	② 「2014 年度 TS 一覧」
	③ 「チュートリアル・スタッフ（TS）ゼミガイド [2014 年度第 1 学期]」 2014 年 4 月
	④ 「修了生ゼミガイド [2014 年度]」 2014 年 5 月
	⑤ 「チュートリアル・スタッフ（TS）ゼミガイド [2014 年度第 2 学期]」
	⑥ 「2014 年度 合格者 TS ゼミガイド」
	⑦ 「2014 年度第 1 学期 法科大学院 TA 推薦要項」
	⑧ 「2014 年度第 2 学期 法科大学院 TA 推薦要項」
	⑨ 「2014 年度 第 1 学期 TA 一覧」
	⑩ 「2014 年度 第 2 学期 TA 一覧」
	⑪ 龍谷大学法科大学院「ローライブラリーだより」 vol. 35
	⑫ 龍谷大学法科大学院「ローライブラリーだより」 vol. 36
	⑬ 龍谷大学法科大学院「ローライブラリーだより」 vol. 37

II. 評価結果

総評	
新入生に対する「履修ガイダンス」を開催したことは現状説明や根拠資料から確認できる。 前回留意点として掲げられた「専任教員による課外学習指導（オフィスアワー及び学習相談制度等）の有効性の検証に努めて頂きたい」に対し、実施状況については、組織的な把握に着手したところであり、有効性の検証が十分に行われていないが、課外学習指導に係る月報の提出要請を継続し、その結果を教務委員会及び教授会で共有することにより、有効性の検証を実施するとしている。 このことから自己点検・評価の趣旨を理解し、改善の姿勢が見られると評価する。	
伸長すべき点（長所）	《箇条書き》
改善すべき点	《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要	

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
③	授業計画等の明示／授業の方法／授業を行う学生数

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-26 法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえた授業の内容・方法及び1年間の授業計画が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか（「専門職」第10条第1項）。	I◎	B	A
2-27 授業はシラバスに従って適切に実施されているか。	I○	A	
2-28 授業科目に相応して、双方向又は多方向の討論もしくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか（「専門職」第8条）。	I◎	A	A
2-29 授業方法が過度に司法試験受験対策なものとなり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。	I◎	A	
2-30 効果的な学修のために、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数（授業を受講するすべての学生をいう。）を少人数とすることを基本としているか（「告示第53号」第6条第1項）。	I◎	A	A
2-31 法律基本科目については、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数（授業を受講するすべての学生をいう。）が法令上の基準（50人を標準とする。）に従って適切に設定されているか（「告示第53号」第6条第2項）。	I◎	A	
2-32 個別の指導が必要な授業科目（リーガル・クリニックやエクスターンシップ等）については、それにふさわしい学生数が設定されているか。	I○	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
2-26 授業計画等の明示に関する対応については以下のとおりである。 (1) 法令上の基準の遵守状況 授業計画等についてはシラバスに掲載し、公開している。 ただし、大学認証評価では、【努力課題】として、「シラバスの記載内容に教員間で精粗が見られる」との指摘を受けている。この指摘に対しては、2013年度版シラバスからは、項目を統一するとともに、各授業担当者に手引書を配付し、新たなシラバスの趣旨を周知することで改善を図っている。これに対し、前年度の評価結果では、【留意点】として、「新たなシラバスの趣旨の周知について、その効果を検証する体制や仕組みを整備することが望まれる」との指摘を受けている。この指摘に対しては、改善目標及び達成指標を設定し、「改善計画及び改善状況報告書」の提出により、毎年度、全学大学評価会議に達成状況を報告している。このような取り組みの結果、2014年度の法科大学院認証評価では、「改善が図られているといえる」（p. 20）との評価を受けており、問題点は解決済みであると認識している。 (2) 「基本的素養の水準」を踏まえた授業計画の明示 「法科大学院基準」がいう「基本的素養の水準」とは、「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」を踏まえて各

法科大学院が策定するべき到達目標であり、本法科大学院では「龍谷版共通の到達目標モデル」（評価の視点2-15を参照。）がこれに該当する。そのため、シラバス作成時には、手引書の配付を通じ、各授業担当者に対し、「龍谷版共通の到達目標モデル」を踏まえた内容とするよう、要請している。さらに、教務委員会では、チェックシートをもとに、実際のシラバスにこのモデルが反映されているかどうかという確認を含めたシラバスチェックを行っている。

2-27 シラバスにしたがった授業の実施については、成績評価に係る記載内容を変更する際には、教務委員会の承認を必要とする取扱いを設けている。また、2014 年度版シラバスの作成時から、原稿依頼時の手引書に、シラバスは、「教員と学生の契約」と位置付けられることもある旨を記載し（「シラバス作成の手引」p. 1）、授業担当者への周知を図っている。

また、その実態については、「授業アンケート」に「この授業は、おおむね、シラバスに対応して進められたと思いますか」という設問（問9）を設けて学生による評価を調査している。2014 年度のアンケートでは、「評価3（まあそう思う）」以上の肯定的評価が、第1 学期では91. 1%（『授業アンケート』集計結果集 p. 10）、夏期集中講義では92. 6%（同 p. 25）、第2 学期では91. 7%（同 p. 37）を占めている。したがって、ほとんどの学生が、シラバスにしたがって授業が行われていると考えており、問題はないといえる。

2-28 法曹養成のための実践的な教育方法の実施については、「教育課程編成・実施の方針」で、「ソクラテスメソッドやプロブレムメソッドなどの教授法を駆使し、双方向・多方向型の授業により、学生の自発的学習態度を引き出すとともに、課題解決力を育成することに留意した授業運営を行う」（「履修要項」p. 37）ことを掲げている。また、適切性の検証については、「授業アンケート」及び教員相互による授業参観を通じて行っている。

（1）「授業アンケート」を通じた検証

「授業アンケート」では、「双方向型または多方向型の授業が行われていましたか」という問い（問8）を設けて学生による評価を調査している。2014 年度のアンケートでは、「評価3（まあそう思う）」以上の肯定的評価が、第1 学期では94. 8%（『授業アンケート』集計結果集 p. 9）、夏期集中講義では96. 3%（同 p. 24）、第2 学期では94. 1%（同 p. 36）を占めている。したがって、ほとんどの学生が、双方向・多方向型の授業が行われていると考えており、問題はないといえる。

（2）「教員相互による授業参観」を通じた検証

「教員相互による授業参観」では、「授業参観シート」に「双方向・多方向型授業の実践等、法科大学院教育の趣旨に沿った適切な授業運営が行われていましたか」という問いを設け、教員による相互評価を行っている。2014年度の授業参観では、第1 学期の1 人を除いて参観者全員が「適切」又は「やや適切」と評価しており（「授業参観シート・コメント集」pp. 3-12, pp. 17-22）、「やや改善の余地あり」とした1 名の評価（同p. 12）についても、授業担当者から具体的な改善方策についてのコメントがされている（同p. 14）ことから、大きな問題はないといえる。

2-29 授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重については、評価の視点2-5で既述したとおり、「論述指導ガイドライン」によって過度な司法試験受験対策となるような授業は行わないことを明文化している。

2-30 少人数教育の実施状況については、「教育課程編成・実施の方針」で「少人数教育の充実」を掲げ（「履修要項」p. 37）、入学定員を25 人に設定して学生を受け入れてきた。したがって、「告示第53 号」第6 条第1 項に照らして適切である。

2-31 各法律基本科目での適正学生数の設定状況については以下のとおりである。

講義科目の適正学生数については、原則として入学定員に合わせて25 人に設定している。ただし、法学既修者が入学時に単位認定を受ける科目（選択認定科目を除く）については、入学定員（25 人）から既修コースの募集人員（12 人程度）を差し引いた13 人としている。各科目の2014 年度の登録学生数は、最も多い「民事訴訟法Ⅱ」で15 人である。その一方で、演習科目では2 又は3 クラスに分割することを基本としており、適正学生数は12 人から13 人程度に設定している。2014 年度の登録学生数は、最も多い「行政法演習」及び「商法総合演習」でいずれも16 人である。

「告示第53 号」第6 条第2 項に定める適正学生数は50 人であることから、講義科目、演習科目ともに、この法令に照らして問題はない。

2-32 個別的指導が必要な授業科目には、その一環としてエクスターンシップを実施する「法務研修」がある。学生数

については、実習先1か所につき学生1人とすることが原則としており、2014年度も原則どおりに運用した。
〔改善すべき点の確認〕前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
〔評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項〕 ・新たなシラバスの趣旨の周知について、その効果を検証する体制や仕組みを整備することが望まれる。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-26	① 「大学・短期大学認証評価 改善計画及び改善状況報告書（2014年度）」
	② 大学基準協会「龍谷大学大学院法務研究科法務専攻に対する認証評価結果」2015年3月
	③ 「2014(平成26)年度第21回教務委員会議事録（一部抜粋）」2015年3月10日開催
	④ 「2015年度 シラバスチェック チェックシート」2015年3月10日 教務委員会承認
	（再掲：2-9-①）「2014年度版シラバス」2014年3月
	（再掲：2-5-①）「2014年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2014年1月
2-27	① 『授業アンケート』集計結果集〔2014年度〕2015年4月
	（再掲：2-5-①）「2014年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2014年1月
2-28	（再掲：1-3-③）「2014年度履修要項」2014年3月
	（再掲：2-27-①）『授業アンケート』集計結果集〔2014年度〕2015年4月
	（再掲：2-5-②）「『教員相互による授業参観』参観シート・コメント集〔2014年度〕」2014年4月
2-30	（再掲：1-3-③）「2014年度履修要項」2014年3月
2-31	① 「2014年度 受講者数一覧」
2-32	（再掲：2-13-①）「2014-2015年度 「法務研修」プロジェクト担当教員・実習受入先一覧」

Ⅱ. 評価結果

総評
大学認証評価で【努力課題】や自己点検・評価において「留意点」となった事象について改善を図った結果、法科大学院認証評価において「改善が図られているといえる」と評価を受けている。このことは、自己点検・評価の実質化が図られていると評価できる。 授業アンケートにおいて「双方向型または多方向型の授業が行われましたか」の結果が 2013 年度のポイントより高い数値（2013 年度 91.2% 92.3%）を示していることは、学生の声を反映した取り組みが継続して行われていると評価できる。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
・ 授業アンケートの結果が 2013 年度のポイントより高い数値（2013 年度 91.2% 92.3%）を示していることは、学生の声を反映した取り組みが継続して行われていると評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

助言内容（大学認証評価）

【努力課題】

- 1) 経済学研究科、経営学研究科、社会学研究科および法務研究科においては、シラバスの記載内容に教員間で精粗が見られるので、改善が望まれる。

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
④	成績評価及び修了認定／再試験及び追試験／進級制限

[参考：2014 年度の現状（概要）]

成績評価の基準及び方法については、①各科目の単位数に相当する量の学修成果について、原則として 100 点満点法によって評価し、60 点以上を合格とすること、②評価方法は、「定期試験」及び「課題研究レポート」など 4 種類の方法のうち 2 種類以上を組み合わせで行うことなどを「成績評価の仕組み」として「履修要項」に明示している。また、各科目の成績評価の基準及び方法については「シラバス」に明示している。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-33 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定の基準及び方法が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか（「専門職」第 10 条第 2 項）。	I ◎	A	B
2-34 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか（「専門職」第 10 条第 2 項）。	I ◎	B	
2-35 単位認定に関わる再試験を行っている場合、その基準及び方法が学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。また、その認定が客観的かつ厳格に行われているか。	I ○	—	A
2-36 学生がやむをえない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった場合、追試験を行うなどの相当の措置がとられているか。また、追試験制度はあらかじめ明示された客観的な基準に基づいて実施されているか。	I ○	A	
2-37 1 年次修了に必要な単位数を修得できない学生や成績不良の学生の進級を制限する措置がとられているか。	I ○	A	A
2-38 進級制限を行っていない場合は、それに代わる適切な措置が講じられているか。	I ○	—	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示については以下のとおり対応している。

成績評価の方法とその組み合わせについては、成績評価の基本方針で定めている。学生に対しては、その内容を、「成績評価の仕組み」として「履修要項」p.9に掲載し、明示している。

成績分布割合の設定等、成績評価の基準については、成績評価ガイドラインで定めている。このガイドラインについては、前回の評価結果で自ら「改善すべき課題」に掲げたとおり、2014年度からは、「履修要項」(p. 38)に掲載することで明示している。

単位認定の基準及び方法については、単位認定の要件を「履修要項」p. 3に掲載している。課程修了の基準及び方法についても「履修要項」p. 12に掲載して明示している。

各科目の成績評価の基準及び方法については「シラバス」に掲載している。

2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定については、以下のとおり対応している。

(1) 成績評価の実施状況

成績評価の基準については、2014年度までは、成績評価の基本方針に掲げるとおり、定期試験、中間試験、小テスト、課題研究レポート(定期試験に代わるレポート)、小レポート及び平常点を併用し、それらの組合せに応じて、5つの成績評価パターンから授業担当者が選択することとしていた。この成績評価パターンに関して、法律基本科目に属する講義科目では、定期試験と平常点の併用(A方式)又は定期試験及び中間試験と平常点の併用(B方式)のいずれかを選択することとしていた。これに対して演習科目では、中間試験と平常点の併用(C方式)、課題研究レポートと平常点の併用(D方式)又は平常点のみ(E方式)のいずれかを選択することとしており、2014年度は全科目でE方式が採用されていた。

また、成績分布割合の設定については成績評価ガイドラインで定めるとおり、受講者数が20人以上の科目では、絶対評価で可否を評価し、合格者については相対評価を加味することとしていた。他方、受講者数が20人未満の科目では、絶対評価のみで評価しつつ、S及びA評価は若干名の範囲内に留めることとされていた(「履修要項」p. 38)。これらの基準は、2014年度からの新基準であるが、同年度には受講者数が20人以上の科目はなかったため(「2014年度受講者数一覧」)、実際には、全科目で20人未満の基準が適用された。

実際の成績分布は、各学期の「成績分布一覧」のとおりであり、分布状況については学期ごとにFD全体会で討議し、適切性の検証を行った。2014年度には、第1学期、第2学期ともにS又はA評価が若干名の範囲を著しく超えている科目はなく、前年度の評価結果で、自ら「改善すべき点」として掲げた新基準の着実な実行は、適切になされたものと認識している。

しかしながら、2014年度の法科大学院認証評価では、平常点のみで評価する法律基本科目群に属する演習科目の一部において、具体的な評価過程や根拠資料等が事後に検証可能な状態になっていない等の理由により(「認証評価結果」p. 24)、成績評価の客観性に関する「勧告」を受けた。そのため、2014年度第17回教授会(2015. 1. 21)では、改善に向けた基本的方向性を定め、2014年度第18回教授会(2015. 2. 4)では、成績評価に関係する各種の基本方針及びガイドラインを改訂した。

具体的には、まず、成績評価に関する基本方針の改訂により、法律基本科目に属する演習科目でも、定期試験や中間試験と組み合わせた評価パターンが選択できるようになった。また、成績評価パターンからの著しい逸脱があった場合、教務主任が授業担当者に変更を要請できることとなった。次に、成績評価ガイドラインの改訂により、平常点のみで評価する法律基本科目の演習科目では、評価方法の明確化及び成績評価根拠資料の取扱いの厳格化が図られるようになった。また、この改訂内容を遵守しない授業担当者には、教務主任が再検討を要請することも明文化した。

さらに、認証評価にかかる答案等の保管についての申合せも改訂し、成績評価根拠資料に係る法科大学院教務課への提出時期を早期化させた。

その他にも、2014年度第7回FD全体会では、2015年度のFDテーマとして、成績評価方法の客観性及び評価結果の厳格性(適切性)の検証、とりわけ、平常点評価の方法に係る組織的な検証ないし成績分布の適切性の検証を2015年度のFD課題とすることを確認した(「2014年度FD活動の総括と2015年度への指針」p. 5)。

(2) 課程修了認定の実施状況

課程修了の認定に当たっては、履修細則第3条第1項の規定に基づき、①原則として3年(法学既修者は2年)以上の在学、②所定の科目群・系列の区分にしたがって102単位以上の修得及び③必修科目の総合GPAが1.60以上という3つの基準にしたがって可否を判定している(「履修要項」p. 32)。具体的な手続については、教務委員会の議を経て教授会で審議・決定しており、2014年度には、9月修了判定では対象者全員(4人)が、3月修了判定でも対象者全員(16人)がそれぞれ修了認定を受けた(「修了判定資料」)。

2-36 追試験については、履修細則第9条に基づき、「病気その他やむを得ない事由により定期試験を受けなかった者」に対し、当該学生の申請に基づき実施している(「履修要項」p. 33)。追試験の受験資格及び出願要項については「履修要項」(p. 11)に明示している。出願があった場合には、教務委員会で出願内容及び診断書等の証明書類を確認の上、

教授会で受験資格を判定している。 2014 年度には、第 1 学期に 1 人の学生から 1 科目についての出願があり、所定の受験資格判定を経て当該出願に対する追試験を実施した。
〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
〔自ら掲げた改善すべき事項〕 2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示 「成績評価ガイドライン」については、学生への公開に至っておらず、2014 年度からは、履修要項に掲載して公開する。 2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施 - 成績分布の設定については、大学基準協会から問題点の指摘を受けているものの、「成績評価ガイドライン」を改訂するなどの改善を図っており、既に成果が現れはじめています。2014 年度からは、新たな「成績評価ガイドライン」を着実に実行する。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施 2014 年度法科大学院認証評価での「勧告」を踏まえ、同年度末に改訂した各種ガイドライン等を着実に実行するとともに、FD での検証についても実施する。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-33	① 「成績評価に関する基本方針」2004 年 4 月 28 日制定
	（再掲：1-3-③）「2014 年度履修要項」2014 年 3 月
	（再掲：2-9-①）「2014 年度版シラバス」2014 年 3 月
2-34	① 「2014 年度 第 1 学期 法科大学院科目 成績分布一覧」
	② 「2014 年度 第 2 学期 法科大学院科目 成績分布一覧」
	③ 「2014（平成 26）年度第 2 回 FD 全体会記録＜一部抜粋＞」2014 年 6 月 25 日開催
	④ 「法律基本科目群に属する演習科目における成績評価の在り方について」2015 年 1 月 21 日教授会承認
	⑤ 「法律基本科目群に属する演習科目における成績評価の見直しに伴う関連ガイドライン等の一部改訂について（提案）」2015 年 2 月 4 日教授会承認
	⑥ 「2014 年度 FD 活動の総括と 2015 年度への指針」2015 年 1 月 28 日 FD 全体会了承
	⑦ 「修了判定資料（法科大学院）」2014 年 9 月修了
	⑧ 「修了判定資料（法科大学院）」2015 年 3 月修了
	（再掲：2-33-①）「成績評価に関する基本方針」2004 年 4 月 28 日制定
	（再掲：1-3-③）「2014 年度履修要項」2014 年 3 月
	（再掲：2-31-①）「2014 年度受講者数一覧」
	（再掲：2-5-③）「2014（平成 26）年度第 4 回 FD 全体会記録＜一部抜粋＞」2014 年 10 月 8 日開催
	（再掲：2-26-②）大学基準協会「龍谷大学大学院法務研究科法務専攻に対する認証評価結果」2015 年 3 月
2-36	（再掲：1-3-③）「2014 年度履修要項」2014 年 3 月

Ⅱ. 評価結果

総評
2-33 昨年自ら改善点とした「成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示」を「履修要項」に掲載し明示していることは、根拠資料から確認できた。
2-34 認証評価において演習科目の一部に具体的な評価過程や根拠資料等が検証可能な状態になっていない等の理由により勧告を受けた成績評価の客観性について、「評価方法の明確化及び成績評価根拠資料の取扱いの厳格化が図られ、さらに認証評価にかかる答案等の保管についての申合せも改訂するなど、成績評価に関係する各種の基本方針及びガイドラインを改訂した」ことは、根拠資料から確認できる。
また2014年度第7回FD全体会で2015年度のFDテーマとして、成績評価方法の客観性及び評価結果の厳格性(適切性)の検証、とりわけ、平常点評価の方法に係る組織的な検証ないし成績分布の適切性の検証を2015年度のFD課題とすることを確認している。
伸長すべき点 (長所) 《箇条書き》
2015 年度に成績評価方法の客観性及び評価結果の厳格性(適切性)の検証、とりわけ、平常点評価の方法に係る組織的な検証ないし成績分布の適切性の検証を FD の課題としている。今後に期待する。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

助言内容 (法科大学院認証評価)
2-34 【勧告】
1) 平常点の評価が実際には各科目担当教員の裁量に任されており、法科大学院として成績評価の客観性・厳格性を確保するための取組みがなされているとはいいがたく、明示された基準・方法に基づく成績評価の客観的かつ厳格な実施という観点から問題が認められる。したがって、今後は、成績評価の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等について、FD活動を通じて検討し、改善を図ることが必要である(評価の視点2-34、2-40)。

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
⑤	教育内容及び方法の改善／特色ある取組み

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-39 教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）が整備され、実施されているか（「専門職」第11条）。	I◎	A	A
2-40 FD活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか。	II○	B	
2-41 学生による授業評価が組織的に実施されているか。	I○	A	
2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されているか。	II○	B	
2-43 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育方法について、特色ある取組みを行っているか。	II○	B	B

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-39 教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施については、基本方針として、「教育課程編成・実施の方針」において、「教育成果向上のため、教育課程にかかる自己点検・評価と、授業改善のための組織的な取り組みを不断に行う」ことを掲げている（「履修要項」p.37）。この方針に基づく活動の根拠規程として法科大学院FD活動に関する規程（「FD活動報告書」p.41。以下、「FD規程」という。）を定め、これに基づきFD委員会、FD全体会及びFD部会を組織している。

FD委員会は、FD活動の運営・推進を目的とし（FD規程第2条）、FD委員長、教務主任、教務委員及び研究科長が指名する若干名の委員を構成員としている（同規程第3条第1項）。その主な役割は、FD活動に係る基本方針及び実施計画に関する事項の審議等である（同規程第4条）。

FD全体会は、すべての教授会構成員から構成される研究会であり（FD規程第5条第1項）、FD委員会が策定した方針及び計画のっとり、授業内容及び授業方法の改善について討議している。2014年度の開催回数は計7回である（「2014年度FD活動の総括と2015年度への指針」pp.1-2）。

FD部会は、科目群・系等の教育に関する事項等についての検討・協議を担っており（FD規程第5条第2項）、公法系、民事法系、刑事法系及び法律実務系の4部会から構成している。

具体的なFD活動のうち主なものについては、以下のとおりである。

ア 「授業アンケート」結果の分析

「授業アンケート」結果の分析については評価の視点2-41及び2-42で後述する。

イ 「教員相互による授業参観」の実施に基づく教育改善へのフィードバック

法科大学院では、FD委員会と教務委員会が連携し、「教員相互による授業参観」を実施している。役割分担については、企画及び実施を教務委員会が担い、実施後の授業改善に向けたフィードバックをFD委員会が担当している。

2014年度第1学期には10科目を各1人が参観し、その結果については2014年度第4回FD全体会（2014.10.8開催）で報告・共有した。第2学期には6科目を各1人が参観し、その結果については2014年度第7回FD全体会（2015.1.28開催）で討議した。 ウ 「FD活動報告書」の刊行 「FD活動報告書」とは、FD委員会が当該年度のFD活動の実績を取りまとめた報告書であり、webサイトで広く社会に公表している。2014年度には2013年度の活動実績を取りまとめ、公表した。 2-40 FD活動の有効性については、年度末に当該年度の活動状況の総括及び次年度への指針を文書に取りまとめ、それを「FD全体会」で審議することによって検証している。2014年度の総括文書では、「龍谷版共通的到達目標モデル」の測定方法に関する検討など、8項目の活動について取り組み状況をまとめた上で、次年度に向けた課題を確認している。 なお、2014年度法科大学院認証評価で受けた「勧告」への対応については、評価の視点2-34を参照されたい。 2-41 学生による授業評価については、教務委員会とFD委員会が連携し、「授業アンケート」を実施することによって対応している。役割分担については、企画及び実施を教務委員会が担い、実施結果の分析及び授業改善へのフィードバックをFD委員会が担っている。 なお、授業アンケートの実施範囲は原則として全科目であり、各学期の最終授業時に実施している。 2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげるための方策としては、以下の仕組みを整備している。 授業アンケートの実施後は、集計を行い、教務委員会及び教授会で全科目の集計結果を確認している。その一方で、各授業担当者は、担当科目の集計結果に対するコメントを書面で提出することになっており、提出されたコメントについても教務委員会及び教授会で確認している。また、FD委員会では、授業アンケートの集計結果の分析を行っており、その結果についてはFD全体会で討議している。2014年度は、第1学期の実施結果を第4回FD全体会（2014.10.8開催）で討議し、第2学期の実施結果については、2015年度のFD全体会で取り上げる予定としている。 これらの取り組みに加え、授業アンケートの集計結果及び教員コメントについては、法科大学院ポータルサイトで学生及び教職員に公開しているほか、「FD活動報告書」に取りまとめ、webを通じて広く一般にも公開している。 2-43 教育方法に関する特色ある取り組みとしては、以下の2点が挙げられる。 第一に評価の視点2-13で既述したとおり、「法務研修」を必修とする方法により、全学生にエクスターンを体験させ、理論と実務の架橋を図っている点である。 第二に双方向教育システムや授業収録システムを利活用できるeラーニングシステムを提供するとともに、学内で無線接続LAN設備を整備した上で、全学生にノート型パソコンを無償貸与している点である。 〔改善すべき点の確認〕前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。 特になし。
--

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。 2-39 教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施 「教員相互による授業参観」に関して、全教授会構成員の参加を求め、授業担当者にはコメントの提出を求めている点は、効果を高める上で、有効であると認識しており、この取り組みについては今後も継続する。 2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備 「授業アンケート」の結果を報告書に取りまとめて広く公表している点については、実施の効果を高める上で有効であると認識しており、今後も継続する。 2-43 特色ある取り組み 「現状説明」に掲げた2つの取り組みは、いずれも本法科大学院の特色としてふさわしい取り組みであると認識し
--

ており、今後も継続する。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-39	① 「龍谷大学法科大学院 2013 年度 FD 活動報告書」 2014 年 10 月
	② 「2014 年度 法科大学院 FD 部会 所属一覧」
	(再掲：1-3-③) 「2014 年度履修要項」 2014 年 3 月
	(再掲：2-34-⑥) 「2014 年度 FD 活動の総括と 2015 年度への指針」 2015 年 1 月 28 日 FD 全体会了承
	(再掲：2-5-②) 「『教員相互による授業参観』 参観シート・コメント集 [2014 年度]」 2015 年 4 月
	(再掲：2-5-③) 「2014 (平成 26) 年度第 4 回 FD 全体会記録<一部抜粋>」 2014 年 10 月 8 日開催
	(再掲：2-5-④) 「2014 (平成 26) 年度第 7 回 FD 全体会記録<一部抜粋>」 2015 年 1 月 28 日開催
2-40	(再掲：2-34-⑥) 「2014 年度 FD 活動の総括と 2015 年度への指針」 2015 年 1 月 28 日 FD 全体会了承
2-41	(再掲：2-27-①) 「『授業アンケート』 集計結果集 [2014 年度]」 2015 年 4 月
2-42	① 「2014 (平成 26) 年度第 8 回教務委員会議事録<一部抜粋>」 2014 年 9 月 16 日開催
	② 「2014 (平成 26) 年度第 19 回教務委員会議事録<一部抜粋>」 2015 年 2 月 16 日開催
	③ 「2014 (平成 26) 年度第 11 回 (214 回) 法科大学院教授会議事録<一部抜粋>」 2014 年 10 月 15 日開催
	④ 「2014 (平成 26) 年度第 19 回 (222 回) 法科大学院教授会議事録<一部抜粋>」 2015 年 2 月 18 日開催
	⑤ 「2014 年度第 1 学期授業アンケートの分析結果」 2014 年 10 月 8 日 FD 全体会資料
	⑥ 「2014 年度第 1 学期授業アンケート結果の公開について」 2014 年 10 月 31 日付け掲示
	⑦ 「2014 年度夏期集中講義科目に係る授業アンケート結果の公開について」 2014 年 11 月 18 日付け掲示
	⑧ 「2014 年度第 2 学期授業アンケート結果の公開について」 2015 年 3 月 18 日付け掲示
	⑨ 「情報公表」 < http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/publish.html >最終アクセス：2015/04/16
	(再掲：2-27-①) 「『授業アンケート』 集計結果集 [2014 年度]」 2015 年 4 月
	(再掲：2-5-③) 「2014 (平成 26) 年度第 4 回 FD 全体会記録<一部抜粋>」 2014 年 10 月 8 日開催
	(再掲：2-39-①) 龍谷大学法科大学院 2013 年度 FD 活動報告書」 2014 年 10 月
2-43	① 「法科大学院ノートブック型パーソナル・コンピューター貸与要綱」

II. 評価結果

総評		
「教員相互による授業参観」を実施し、授業改善に向けたフィードバックを FD 委員会で行っている。また、「授業アンケート」の実施結果の分析及び授業改善へのフィードバックを FD 委員会が担っている。 授業アンケートの集計結果及び教員コメントについては、法科大学院ポータルサイトで学生及び教職員に公開しているほか、「FD 活動報告書」に取りまとめ、web を通じて広く一般にも公開している。 特色ある取り組みとして、必修として全学生にエクスターンを体験させ、理論と実務の架橋を図っている。また、双方向教育システムや授業収録システムを利活用できる e ラーニングシステムを提供するとともに、学内で無線接続LAN 設備を整備した上で、全学生にノート型パソコンを無償貸与している。 認証評価において勧告となった 2-40 については、現状説明にも記載されているように 2-34 で対応できていることを確認した。		
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》		
・必修として全学生にエクスターンを体験させ、理論と実務の架橋を図っている。 ・双方向教育システムや授業収録システムを利活用できる e ラーニングシステムを提供するとともに、学内で無線接続 LAN 設備を整備した上で、全学生にノート型パソコンを無償貸与している。		
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載		
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要		

III. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院認証評価）	
2-40	【勧告】
1) 平常点の評価が実際には各科目担当教員の裁量に任されており、法科大学院として成績評価の客観性・厳格性を確保するための取組みがなされているとはいいいがたく、明示された基準・方法に基づく成績評価の客観的かつ厳格な実施という観点から問題が認められる。したがって、今後は、成績評価の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等について、FD活動を通じて検討し、改善を図ることが必要である（評価の視点2-34、2-40）。	

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(3)	成果等
	教育効果の測定／司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表／特色ある取組み

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-44 法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準に即した教育効果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているか。	I ○	C	C
2-45 司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法科大学院の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結び付いているか。	I ○	B	B
2-46 修了生の法曹以外も含めた進路を把握する体制を整備しているか。	II ○	B	
2-47 修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等を、社会に対して公表しているか。	II ○	A	
2-48 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育成果、又は、教育成果を踏まえた教育の内容・方法等に関して、特色ある取組みを行っているか。	II ○	B	B

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-44 教育効果の測定については、前年度の評価結果で、留意点として、「客観的なデータに基づく教育目標の検証」、「龍谷版共通的到達目標モデル」を活用した授業への反映についての今後に期待する旨の指摘を受けており、以下のとおり対応した。

(1) 法科大学院固有の教育目標に係る達成状況の測定

教育目標に係る達成状況の測定については、前年度の評価で、自ら「改善すべき事項」に掲げ、また、評価結果でも【留意点】とされたところを踏まえ、2014年度からは、「修了生進路状況調査」を活用した測定・検証を行っている。その詳細については、評価の視点1-5を参照されたい。

(2) 「基本的素養の水準」に即した達成状況の測定

本学法科大学院にとっての「基本的素養の水準」とは、「龍谷版共通的到達目標モデル」である。このモデルは、「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」をミニマム・スタンダードとして検討した上で、独自の教育理念に基づく内容を付加したものである（「龍谷版共通的到達目標モデル」p.2）。

このモデルの授業への反映は2014年度からであるため、学生の達成状況に係る測定方法については未整備である。そのため、2014年度は、本件をFD課題のひとつに位置付け、策定に向けた検討に着手した。具体的には、第4回FD全体会（2014.10.8開催）及び第5回FD全体会（2014.12.3開催）で本件に関する意見交換を行い、2015年度の検討に向けた論

点を抽出するなどの取り組みを行った（「第4回FD全体会記録」及び「2014年度FD活動の総括と2015年度への指針」p.2）。

2-45 司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報の把握・分析状況については以下のとおりである。

（1）司法試験受験者数及び合格者数等に関する情報の把握

法務省の発表によれば、2014年司法試験における受験者のうち、本学修了生は105人である。そのうち、短答合格者は47人（短答合格率44.8%）であり、最終合格者数は8人（最終合格率7.6%）である。また、個々の修了生の受験状況及び合格状況については、法務省からの情報提供によって全員の状況を把握している。その一方で、成績情報については受験者本人から提供を受ける以外に把握の方法はない。そのため、対象となる修了生全員に対し、電子メール及び郵送で司法試験の成績に関する調査票を送付し、情報提供を呼びかけている。この調査は短答式試験の成績発表後（6月）及び最終成績発表後（10月）に実施している。また、修了生が研究生に出願する際にも、出願書類に過去の司法試験成績を記入することを求めている。上述のような各種取り組みの結果、短答式試験の成績については、受験者105人中73人の成績を把握している（把握率69.5%）。最終成績については、短答合格者47人中34人の成績を把握している（把握率72.3%）。

なお、前年度の評価では、把握率の向上を自ら「改善すべき事項」として掲げ、評価結果でもこの点が【留意点】とされていた。そのため、2014年度には、学習相談員を担当する教員による修了生への働きかけや、法科大学院教務課による未提出者への電話連絡等の取り組みを強化した。その結果、把握率は、前年度の50%台から大幅に向上した。

（2）司法試験受験者数及び合格者数等に関する情報の分析

上述の調査によって得られたデータについては、在学中の成績と合わせて個人別の一覧表を作成することにより、集約している。2014年度第5回FD全体会（2014.12.3開催）では、この一覧表及びその他の分析資料に基づき、司法試験成績と学業成績の相関をテーマに討議を行った。

なお、司法試験の合格率について、2014年度法科大学院認証評価では、「司法試験の合格率が経年的に全国平均の1/2未満であり、各種情報の把握・分析をより積極的に行い、その結果に基づき、合格状況を向上させることが望まれる」との指摘を受けおり、この指摘を踏まえた改善の努力を継続する必要がある。

（3）標準修業年限修了者数及び修了率に関する情報の把握・分析

2014年度には、2013年度入学の既修者7人全員及び2012年度入学の未修者13人中8人が標準修業年限で修了している。したがって、標準修業年限修了率は、75.0%である（「入学者数、収容定員・在籍者数、進級・修了状況」p.3）。

標準就業年限修了者の状況については、修了判定時の教授会で確認しているほか、前年度の評価で、自ら「改善すべき事項」に掲げたとおり、2014年度からは、FD全体会でも討議し、検証している。具体的には、第2回全体会（2014.6.25開催）で、前年度第2学期の成績分布とともに討議した。

2-46 修了生の法曹以外も含めた進路の把握に係る現状については、以下のとおりである。

修了生の進路状況については、主に、「修了生進路状況調査」の実施等により、把握している。この調査の結果に研究生の在籍状況（司法試験受験準備のための在籍）等を加味した直近5年間の修了生の進路状況は、次のとおりである。2010年度以降の修了生142人の中では、司法試験受験準備中（67人・34.5%）が最も多く、次いで、進路先不明（49人・34.5%）、法曹資格を有さない就職者（13人・9.1%）、法曹有資格者（10人・7.0%）、その他（3人・2.1%）の順となっている。

2014年度の改善点としては、証明書発行業務に進路状況調査への協力依頼を組み込んだことが挙げられる。従来の進路状況調査は、毎年2月に対象者全員に協力依頼を送付する形式で行っていた。しかし、就職が決まった修了生は、就職先に提出するために証明書を請求するケースが多いことから、その交付時に、進路状況調査への協力を依頼することとし、翌年2月に実施する調査では、その時点でも進路先不明の修了生のみを対象にするよう、改めた。その結果、年度途中に進路先が判明するケースが増加したものの、若干名に留まり、進路不明者の割合は、前年度の20%台に比べ、むしろ増加した。

2-47 修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等の公表については以下のとおり対応している。

進路状況については、その一覧表及び司法試験の受験・合格状況に係る一覧表をweb上に公表している。司法試験合格者の実務での活躍状況についてもwebサイトで紹介している。

2-48 教育成果に関する特色ある取り組みについては以下のとおりである。

実務基礎科目「法務研修」の各プロジェクトは、教育組織であるとともに、研究者と実務家との協働による研究組織としての一面も有しており、修了生に対するリカレント教育の場を提供する役割も担っている（「履修要項」p.13）。そのため、エクスターンを挟んで行われる事前・事後演習には、学生だけではなく、本法科大学院を修了した弁護士や司法修習生が出席することもある。このような取り組みは、「市民のために働く法律家を養成する」という理念・目的及び教育目標の実現を図り、成果を生み出すための特色ある取り組みといえる。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

・2-44 教育効果の測定

〔自ら掲げた改善すべき事項〕

- ・法科大学院固有の教育目標に係る達成状況の測定については、明確な評価指標が整備されておらず、取り組みは十分とはいえない。改善方策については評価の視点1-5で記述したとおりである。
- ・「基本的素養の水準」に即した達成状況の測定については、「龍谷版共通の到達目標モデル（階層4）」の授業への反映に合わせ、達成状況の測定に係る測定項目、測定指標、分析・評価基準及び実施体制を整備する必要がある。この点については、2014年度から検討に着手する。

〔評価結果で改善すべき点とされた事項〕

- ・「客観的なデータに基づく教育目標の検証」、「龍谷版共通の到達目標モデル」を活用した授業への反映についての今後に期待する。【留意点】

2-45 司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況

2-46 修了生の法曹以外も含めた進路の把握

〔自ら掲げた改善すべき事項〕

- ・司法試験の成績情報の収集については、把握率の向上を図ることが課題であるが、即効性の改善方策はなく、修了生の支援を充実させることで修了生との接点を確保するなど、地道な取り組みを継続する（2-45）。
- ・標準修業年限修了者数及び修了率について、より詳細な分析を行うことも課題であり、2014年度から「FD全体会」で討議し、分析する（2-45）。
- ・ここで挙げた各種の分析結果を教育課程の改善に着実にフィードバックし、司法試験の合格者数の増加を図ることも求められおり、教授会の下で、教務委員会、FD委員会及びキャリア委員会が相互に連携し、各種分析の結果を所管事業の改善に反映させ、司法試験合格者数の増加に努める（2-45）。
- ・多くの修了生が進路先不明となっていることから、把握率の向上が課題であり、就職支援の実施を通じて修了生との接点を確保するなど、地道な取り組みを継続することを通じて把握率の向上を図る（2-46）。

〔評価結果で改善すべき点とされた事項〕

- ・司法試験成績と学業成績の相関関係をテーマとした討議の結果、受験者の成績を把握し、在学中の成績と合わせ個人別一覧表作成で集約し、司法試験成績と学業成績の相関関係から教育改善につなげ、司法試験合格率をあげようとしている。この取り組みの結果を是非、次年度の自己点検において報告頂きたい。【留意点】
- ・司法試験受験者・合格者の把握・分析について、昨年以上に詳細な説明がなされていることは評価できるが、把握率（50%台）や進路状況の不明者（20%台）は、改善して頂きたい。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

2-48 教育成果に関する特色ある取り組み

- ・「法務研修」の枠組みの中で発揮されるリカレント教育機能は、他大学にほとんど例のない特色ある取り組みであり、組織廃止まで維持する。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。	
2-44 教育効果の測定	「基本的素養の水準」に即した達成状況の測定については、2015 年度も継続して検討する。
2-45 司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況	教授会の下で、教務委員会、FD 委員会及びキャリア委員会が相互に連携し、司法試験合格率の向上に努める。
2-46 修了生の法曹以外も含めた進路の把握	依然として多くの修了生が進路先不明となっていることから、引き続き把握率の向上が課題であるが、修了後、一定年数が経過した修了生の所在を把握することは困難を極めており、効果的な改善方策は見出せていない。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-44	①「2014（平成 26）年度第 5 回 FD 全体会記録＜一部抜粋＞」2014 年 12 月 3 日開催
	（再掲：2-15-①）「龍谷版共通的到達目標モデル」2013 年 11 月
	（再掲：2-5-③）「2014（平成 26）年度第 4 回 FD 全体会記録＜一部抜粋＞」2014 年 10 月 8 日開催
	（再掲：2-34-⑥）「2014 年度 FD 活動の総括と 2015 年度への指針」2015 年 1 月 28 日 FD 全体会了承
2-45	①「2010-2014 年司法試験受験・合格状況一覧」
	②「2014 年司法試験に係る短答式試験の成績状況調査について（ご協力のお願ひ）」2014 年 6 月 10 日付け掲示
	③「2014 年司法試験にかかる総合成績状況調査について（ご協力のお願ひ）」2014 年 10 月 1 日付け文書
	④「短答式合格発表を踏まえた学習相談員の活動について」2014 年 6 月 4 日教授会承認
	⑤「司法試験合格発表を踏まえた学習相談員の活動について」2014 年 10 月 1 日教授会承認
	⑥「2014 年度当法科大学院修了者の司法試験受験状況等の分析調査に関する実施報告書」2014 年 12 月 3 日 FD 全体会
	⑦「入学者数、収容定員・在籍者数、進級・修了状況」 http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/numeric.htm 最終アクセス：2015/04/29
	⑧「2014（平成 26）年度第 2 回 FD 全体会記録＜一部抜粋＞」2014 年 6 月 25 日開催
	（再掲：2-44-①）「2014（平成 26）年度第 5 回 FD 全体会記録＜一部抜粋＞」2014 年 12 月 3 日開催 （再掲：2-23-⑥）「2014 年度研究生願書」（様式）
2-46	①「2014 年度修了生を対象とする進路状況調査の実施について（提案）」2015 年 2 月 3 日教授会承認
	②「2010-2014 年度修了生進路状況一覧」2014 年度末時点
2-47	① 「司法試験受験・合格状況、修了生の進路状況」 http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/pass/index.html 最終アクセス：2015/05/06
	② 「新司法試験合格者が語る（第 66 期司法修習生 岡村 政和 さん）」 http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/message/message02_2014.html 最終アクセス：2015/05/06
	③ 「新司法試験合格者が語る（第 66 期司法修習生 仲 晃生 さん）」 http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/message/message01_2014.html 最終アクセス：2015/05/06
2-48	（再掲：1-3-③）「2014 年度履修要項」2014 年 3 月

Ⅱ. 評価結果

総評	
「龍谷版共通到達目標モデル」の授業への反映は2014年度からであるため、学生の達成状況に係る測定方法については未整備であるが、FD全体会で本件に関する意見交換を行い、2015年度の検討に向けた論点を抽出するなどの取り組みを行っている。今後に期待する。 なお、司法試験の合格率について、2014年度法科大学院認証評価では、「司法試験の合格率が経年的に全国平均の1/2未満であり、各種情報の把握・分析をより積極的に行い、その結果に基づき、合格状況を向上させることが望まれる」との指摘を受けている。この指摘を踏まえた改善の努力を継続して頂きたい。 前年度、自ら課題とした事項や評価の結果留意点となった事項に対し、改善に向け努力されていることは、評価できる。 「法務研修」の各プロジェクトは、リカレント教育の場を提供する役割も担っている。そのため、エクスターンを挟んで行われる事前・事後演習には、学生だけではなく、本法科大学院を修了した弁護士や司法修習生が出席する。このような取り組みは、「市民のために働く法律家を養成する」という理念・目的及び教育目標の実現を図り、成果を生み出すための特色ある取り組みといえる。	
伸長すべき点（長所）	《箇条書き》
・前年度、自ら課題とした事項や評価の結果留意点となった事項に対し、改善に向け努力されていることは、評価できる。	
改善すべき点	《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要	

Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院認証評価）
2-45 【問題点】
1) 司法試験の合格率が経年的に全国平均の1/2未満であり、各種情報の把握・分析をより積極的に行い、その結果に基づき、合格状況を向上させることが望まれる（評価の視点2-45）

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準3	教員組織
①	専任教員数／専任教員としての能力／実務家教員

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評価形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
3-1 専任教員数に関して、法令上の基準（最低必要専任教員 12 名、学生 15 人につき専任教員 1 名）を遵守しているか（「告示第 53 号」第 1 条第 1 項）。	I ◎	A	A
3-2 専任教員は、1 専攻に限り専任教員として取り扱われているか（「告示第 53 号」第 1 条第 5 項。なお、平成 25 年度まで「専門職」附則 2 が適用される。）。	I ◎	A	
3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか（「告示第 53 号」第 1 条第 6 項）。	I ◎	A	
3-4 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者（「専門職」第 5 条）	I ◎	A	A
3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね 2 割以上は、5 年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか（「告示第 53 号」第 2 条）。	I ◎	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
3-1 専任教員数について、25 人の入学定員に対して年度当初には 17 人の専任教員を配置しており、年度途中に 1 名減（2014 年 11 月 12 日付死亡退職）となったものの、法令上の基準は充足している。
3-2 専任教員については、設置以来一貫して法務研究科法務専攻 1 専攻に限り専任教員として取り扱っている。
3-3 専任教員の全員が教授であることから、法令に照らして適切に対応している。
3-4 専任教員の能力に係る点検・評価に関して、すべての専任教員は、当該専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者、高度な技術・技能を有する者又は特に優れた知識及び経験を有する者のいずれかに該当し、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている。
3-5 本法科大学院の必要最低教員数は 12 人であるから、実務家教員の必要最低人数はおおむね 2.4 人以上である。これに対して 2013 年度には、実務家教員の配置人数が 2 人であり、法令上の基準をみたしていない状態であり、さらに 1 人が退職予定であったことについても対応が必要であった（「改善すべき点」）。この問題については、2014 年 4 月 1 日付で 2 人の実務家教員を採用したことにより、実務家教員数は 3 人となり、問題点は解消した。
〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改

善勧告】【努力課題】【留意点】」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。 [前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項] 実務家教員数について、法令上の基準（2.4名）をみたしていない状態を解消するため、2014年4月1日付で2人の実務家教員を採用予定である。これにより実務家教員数は3名となり、問題点は解消する。
--

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状 説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。 特になし。
--

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。 特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
3-1	①「2008-2014 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」
3-3	(再掲：3-1-①)「2008-2014 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」
3-4	①「研究者データベース」 http://kiku.hs.ryukoku.ac.jp/ 参照
3-5	(再掲：3-1-①)「2008-2014 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」

II. 評価結果

総評 昨年留意点となっていた実務家教員数について、2014 年 4 月 1 日付で 2 人の実務家教員を採用したことにより、実務家教員数は 3 人となり、問題点は解消できた。適切に対応できている。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準3	教員組織
②	専任教員の分野構成、科目配置／専任教員の構成

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評価形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
3-6 法律基本科目の各科目に1名ずつ専任教員(専ら実務的側面を担当する教員を除く。)が適切に配置されているか。その際、入学定員101～200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも3科目については2人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系(憲法、行政法に関する科目)4名、刑事法系(刑法、刑事訴訟法に関する科目)4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上の専任教員が配置されているか。	I◎	A	A
3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。	I◎	A	
3-8 法律実務基礎科目のうち、主要な科目に実務経験のある教員が配置されているか。	I○	A	
3-9 専任教員の年齢構成が、教育研究の水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る上で支障を来すような、著しく偏ったものになっていないか(「大学院」第8条第5項)。	I◎	A	B
3-10 専任教員の男女構成比率について、配慮を行っているか。	II○	D	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
3-6 法律基本科目への専任教員の配置については、民法に3人、憲法及び刑法に各2人、行政法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法に各1人(計11人)の専任教員を配置しており、適切に配置している。 3-7 科目群別の専兼比率について、法律基本科目では100%、基礎・隣接科目及び展開・先端科目では46.6%であることから、「法科院基準」に照らして適切な配置状況である。 3-8 主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置について、2014年度は主要な実務基礎科目である「法曹倫理」「刑事実務弁護」「民事実務総合演習」「刑事実務総合演習」において、すべて実務経験のある教員を配置している。「法務研修」については、弁護士事務所や企業法務部が学生の実習先であり、実習先の指導担当者を客員教授又は非常勤講師に委嘱している。科目全体の運営についても実務家教員(専任・客員)が「プロジェクト担当教員」として参画している。 3-9 専任教員の年齢構成について、2014年5月1日現在で、専任教員17人のうち、31歳～40歳が1人、41歳～50歳が3人、51歳～60歳が7人、61歳～70歳が6人である。平均年齢は56歳であり、バランスの取れた構成となっている。

3-10 専任教員の男女構成比率は、専任教員 17 人中、男性教員が 17 人、女性教員は 0 人である。(2014 年 5 月 1 日現在)
女性教員が不在であることについては、2014 年度法科大学院認証評価結果において、「問題点(助言)」として、教員の男女構成比率に偏りがあるとの指摘を受けた。この点については、今後、組織廃止までに教員採用を行うことがあれば、引き続き女性教員の採用に努めることとする。
[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
問題点（助言）（法科大学院認証評価）
3-10 【問題点】
1) 2014（平成 26）年度においては、専任教員 17 名全員が男性であり、教員の男女構成比率の偏りがある（評価の視点 3-10）。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
3-6	①2014 年度 授業科目別専任教員数（法律基本科目） （再掲：3-1-①）「2008-2014 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」
3-7	①2014 年度 専任教員担当比率一覧
3-8	（再掲：2-9-①）「2014 年度版シラバス」2015 年 3 月 （再掲：3-1-①）「2008-2014 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」 （再掲：2-13-②）「2014 年度版 法務研修ガイド」2013 年 5 月 （再掲：2-13-①）「2014 年度『法務研修』プロジェクト担当教員・実習受入先一覧」 2013 年 9 月
3-9	① 2014 年度 2014 年度 専任教員年齢構成表
3-10	（再掲：3-1-①）「2008-2014 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」

Ⅱ. 評価結果

総評
法律基本科目への専任教員の配置や科目群別の専兼比率については、適切な配置になっていることが根拠資料から読み取れる。 先の認証評価において、「専任教員 17 名全員が男性であり、教員の男女構成比率の偏りがある」との助言を受けているが、今後、組織廃止までに教員採用を行うことがあれば、引き続き女性教員の採用に努めることとし、助言に対応した自己点検を行っている。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院認証評価）

3-10 【問題点】

- 1) 2014（平成 26）年度においては、専任教員 17 名全員が男性であり、教員の男女構成比率の偏りがある（評価の視点 3-10）。

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準3	教員組織
③	専任教員の後継者の補充等／教員の募集・任免・昇格

[参考：2014 年度の現状（概要）]

教員の募集・任免・昇格については、全学規程である「教育職員選考基準」に基づいて行われ、法科大学院教員の選考については、これに加え「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考内規」及び「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考手続細則」を定めている。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目(評定・現状説明・根拠資料は不要)
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目(変更がなければ現状説明・根拠資料は不要)

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
3-11 専任教員の後継者の養成又は補充等について適切に配慮しているか。 (※募集停止等の理由により、「後継者の養成」については点検・評価の対象外とする。)	II○	A	A
3-12 教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められているか。	I○	A	A
3-13 教員の募集・任免・昇格は、その規程に則って、教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の責任において適切に行われているか。	I○	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
3-11 (※法科大学院においては、2015 年度から学生募集を停止し、在学生がすべて修了した時点で廃止を予定していることから、専任教員の後継者養成については自己点検の対象外とする。) 専任教員の補充については、募集停止を決定した後も、全ての学生が修了するまでの間、これまでと同様の教学体制及び学習支援を継続することが全学的に確認されており、必要に応じて適切な補充を行うことを確認している。これらの確認事項にもとづき、3-5 ならびに 3-6 に示したとおり、法令遵守につとめている。 3-13 専任教員の募集・任免・昇格に関しては、全学規程である「教育職員選考基準」に加え、「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考内規」及び「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考手続細則」に則り、法科大学院教授会の責任において適切に行うこととなっている。なお、2014 年度に募集・任免・昇格の実績はなし。
[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
3-11	①「法科大学院における 2015 年度学生募集の停止及び廃止について（報告）」2014 年 3 月 28 日付文書
	②「龍谷大学法科大学院の募集停止および廃止に寄せて」2014 年 3 月 http://www.ryukoku.ac.jp/news/detail.php?id=5690

II. 評価結果

総評
専任教員の補充については、募集停止を決定しているが全ての学生が修了するまでの間、これまでと同様の教学体制及び学習支援を継続することが全学的に確認されている。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準3	教員組織
④	教員の教育研究条件／人的補助体制／教育研究の評価と教育方法の改善／特色ある取組み

[参考：2014 年度の現状（概要）]

教員の研究活動に必要な機会の保障については、本学では全学的に研究専念期間（長期・短期国外研究員および国内研究員、特別研究員等）を設けている。個人研究費の配分については、全学的にすべての専任教員に「個人研究費」等が支給されている。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
3-14 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲（多くとも年間 30 単位相当。みなし専任教員は 15 単位相当を上限とする。）となっているか。	I ◎	A	A
3-15 研究専念期間制度（サバティカル・リーヴ）等、教員の研究活動に必要な機会が保障されているか。	II ○	A	
3-16 専任教員に対する個人研究費が適切に配分されているか。	II ○	A	
3-17 教育研究に資する人的な補助体制が適切に整備されているか。 （※「研究に資する人的な補助体制」については、法科大学院の点検・評価の対象外とする。）	II ○	A	A
3-18 専任教員の教育活動及び研究活動の活性度を評価する方法が整備されているか。	II ○	A	A
3-19 理念・目的及び教育目標を達成するため、また、カリキュラムに即した教育を実現するために、教員組織について特色ある取組みを行っているか。	II ○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

3-14 各教員の 2014 年度の授業担当時間数について、最高授業担当時間数は 13.2 授業時間、平均 7.7 授業時間となっており、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲内である。

3-17 教育研究に資する人的な補助体制の整備については、以下のとおり実施している。

（教育研究のうち、研究に関する人的補助体制については、法科大学院単独で決定できる事項でないことから自己点検の対象外とする。）

授業補助については TA を配置しており、課外学習支援については TS 制度を設けている。また、授業で外部講師を招聘するための予算を教学促進費として確保している。

なお、TA 及び TS 制度については評価の視点 2-24 を、教学促進費については評価の視点 2-48 を参照されたい。

3-18 専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備については、すべての専任教員が、「教員活動自己点検」を通じて自らの教育研究を評価し、また、FD全体会で全員の自己点検結果を回覧して課題を共有し、改善につなげていることから、適切に対応している。 3-19 教員組織に係る特色ある取り組みとしては、各教員が分野内での打合せ等を適宜行い、連携して教育改善に取り組んでいる点が挙げられる。また、分野ごとに検討を重ねて 2013 年度には「龍谷版到達目標」を策定するなど、分野単位での教育相互の連携及びそれによる教育改善への取り組みは、法科大学院の特色であると考えている。 〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。 特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。 特になし。
--

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。 特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
3-14	① 2014 年度 専任教員の担当授業時間
3-19	(再掲：2-15-①)「龍谷版共通の到達目標モデル」2013 年 11 月

II. 評価結果

総評 専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備については、すべての専任教員が、「教員活動自己点検」を通じて自らの教育研究を評価し、FD全体会で全員の自己点検結果を回覧して課題を共有し、改善につなげている。 継続して教員活動自己点検の実質化に努めて頂きたい。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項目に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 5	学生生活への支援
	学生の心身の健康の保持／ハラスメントへの対応／ 学生への経済的支援／身体障がい者等への配慮／進 路についての相談体制

〔参考：2014 年度の現状（概要）〕

学生の心身の健康保持については、大学として保健管理センターを設置し、学生部とも連携しつつ、心身両面での相談・支援体制を整えている。ハラスメント対策については、「ハラスメントの防止等に関する規程」を整備しており、日常的な相談については、学生生活委員会が対応している。経済的支援については、法科大学院学費援助奨学金、法科大学院学業奨学金、法科大学院下宿者学業支援奨学金等の制度を整備している。

身体障がい者等の受け入れ体制については、大学として、全学的な指針である「修学支援の方針」及び「障がいのある学生への支援について」に基づき、点訳サービスやノートテイク・介助者の雇用等各種支援体制を整えている。

〔点検・評価項目について〕 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
5-1 学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されているか。	I ○	—	—
5-2 ハラスメントに関する規定及び相談体制が適切に整備され、それが学生へ周知されているか。	I ○	—	—
5-3 奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されているか。	I ○	—	—
5-4 身体障がい者等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。	II ○	—	—
5-5 学生の進路選択に関わる相談・支援体制が適切に整備されているか。	II ○	A	A
5-6 学生が安心して学修に専念できるよう、学生生活の支援に関する特色ある取組みを行っているか。	II ○	A	A
5-7 休学者・退学者の状況及び理由の把握・分析に努め、適切な指導等がなされているか。（※4-16 から移動）	I ○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

5-5 学生の進路選択にかかわる相談対応及び支援については、キャリア委員会が担っている。その構成は、キャリア主任及びキャリア委員（1人）であり、いずれも専任教員が務めている。

キャリア委員会では、学生及び修了生の進路支援のため、就活セミナーの開催や、就職関係情報の提供等を行っている。その詳細については以下のとおりである。

(1) キャリアセンターとの連携による取り組み

法科大学院学生は、修了後、そのほとんどが司法試験を受験し、受験後に就職活動を行う。そのため、多くの企業で既卒者扱いとされている。しかし、キャリアセンターで扱う求人情報は、そのほとんどが新卒者向けである。そのため、従来、キャリアセンターを利用する修了生はほとんどいなかった。このような状況から、法科大学院とキャリアセンターとの連携も十分ではなかった。

その一方で、本学の就職支援制度には、修了生が利用可能なものも存在する。例えば、本学では、大阪・梅田に「卒業生支援センター」（以下、「センター」という。）を設置し、卒業生・修了生への就職支援を行っている。センターの運営は、キャリアセンターと学外の人材サービス会社との共同事業であり、法科大学院修了生も利用可能である。しかし、これまで法科大学院修了生には、その存在がほとんど周知されていなかった。

そのため、前年度の評価結果での指摘（【留意事項】）なども踏まえつつ、2014年度からは、法科大学院主催の就活セミナー（詳細は後述。）で、センターのチラシを配付するなどの広報を行い、その有効活用を図っている。また、法科大学院修了生がセンターを利用した際には、報告が受けられる仕組みも設け、連絡体制も整備している。2014年度のセンター登録者数は3人であり、うち2人は既に就職済みである。これ以外にも、法科大学院教務課とキャリアセンターとの間で日常的な情報交換を行い、法科大学院学生・修了生が応募可能な求人情報等の共有に取り組んでいる。得られた情報については、法科大学院教務課から学生・修了生にメール配信等を行い、周知している。

ただし、法科大学院学生・修了生に特化した求人開拓については行えておらず、進路変更に際してのマインドセット（就労に向けた意識付け）など、法科大学院特有の課題に対応するノウハウについても、十分な蓄積はない。そのため、学生・修了生のニーズや、他大学の動向なども調査しつつ、センターを運営する人材サービス企業との間で、更なる連携強化策を検討した結果、専門のキャリアアドバイザーを確保することができた。これを受け、2015年1月には、学生、教員それぞれを対象に、マインドセットに関する講演会を開催するなどの取り組みを行った。さらに、2015年度からは、この人材サービス企業に業務委託の上、「法科大学院修了生支援センター」を開設する予定である。

(2) 法科大学院生就職支援サイト「ジュリナビ」との連携による取り組み

「ジュリナビ」とは、全国の法科大学院が共同し、文部科学省の助成を受けて開発した就職支援サイトである。本学法科大学院では、学生・修了生にこのサイトの利用を勧めるとともに、ジュリナビを運営する株式会社ジュリスティックスの代表者を招聘してのセミナーについても開催している。2014年度のセミナーは2部構成とし、第1部では、ジュリスティックス代表による講演を、第2部ではOBによる就活体験報告を企画した。

また、法科大学院教務課では、上述の取り組み以外にも、ジュリナビから提供を受けた就職関連情報のメール配信等も行っている。

5-6 学生生活の支援に関する特色ある取り組みについては、前述の法科大学院所属の専任教員による学習相談員制度を始め、専任教員全員がオフィス・アワーを少なくとも週1回設定し、学修相談や将来の進路についての相談等に対応する体制を整えている。希望者には、在学生だけでなく修了生一人ひとりに専任教員が学習相談員として配置されるなど充実した支援体制を整えている。

5-7 休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等について、2014年度の退学者は2人、休学者は0人であった。退学理由については、いずれも原級留置を機に進路を変更したものであり、教務主任による成績不振者の学修指導面談（原級留置決定者及び必修科目で不合格評価を受けた学生対象）及び学生生活主任による面談により退学理由、退学後の進路希望等を把握したうえで、所定の手続を行ったものである。

〔改善すべき点の確認〕前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

〔前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項〕

5-5 キャリア委員会において、さらにキャリアセンター及び「ジュリナビ」と連携しつつ、支援ノウハウの蓄積を図る。

〔評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項〕

5-5

・ジュリナビ就活セミナーアンケートでは、一般企業を就職希望先に行っている学生もいることから、継続課題となっているキャリアセンターとの連携について早期に解決し、キャリアセンターにおいて就職支援が行われるよう検討願いたい。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
5-5	① 龍谷大学キャリアセンター・オムロンパーソネル株式会社大阪支店「龍谷大学卒業生就職支援サービスのご案内」
	② 「法科大学院学生・修了生に対する就職支援について」2014年11月12日教授会承認
	③ 「龍谷大学法科大学院 就職支援に関するアンケート 集計結果」
	④ 『法科大学院修了生・修了年次生キャリア支援企画』開催のお知らせ
	⑤ 「就職支援に関する研修会」2015年1月28日FD全体会
	⑥ 「学生・修了生向け特別就活入門セミナー開催決定！！」2014年6月24日付け掲示
	⑦ 「ジュリナビ就活セミナーアンケート（集計結果）」2013年7月16日 教授会報告

II. 評価結果

総評
就職支援については、大阪に設置されている「卒業生支援センター」と連携強化策を検討した結果、専門のキャリアアドバイザーを確保し、学生、教員それぞれを対象に、マインドセットに関する講演会を開催するなどの取り組みを行った。2015年度からは、この人材サービス企業に業務委託の上、「法科大学院修了生支援センター」を開設する予定であることは、司法試験受験後の就活生にとって、朗報である。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
2015年度から「法科大学院修了生支援センター」を開設予定であることは、司法試験受験後の就活生にとっては、朗報である。支援強化に繋がるよう周知等に努めて頂きたい。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 6	施設・設備、図書館
①	教育形態に即した施設・設備／自習スペース／研究室の整備／情報関連設備及び人的体制／身体障がい者等への配慮／施設・設備の維持・充実

[参考：2014 年度の現状（概要）]

収容定員に応じた施設・設備を備えているほか、自主学習スペースとして、紫光館 1 階及び 2 階の深草図書館分室内に 185 席、紫光館 4 階の研究生専用の共同自習室に 77 席、24 時間利用可能なキャレルを設置している。専任教員には、1 人 1 室の個人研究室を用意している。

情報関連設備については、ノート型パソコンを学生全員に無償貸与しており、「法科大学院ポータルサイト」の導入及び全学の「ポータルサイト」の活用により、web 上での各種手続及び情報の提供に対応している。また、e ラーニングシステム及び法情報データベース等の導入により、ICT を活用した教育環境を整備し、専門スタッフも配置している。

身体障がい者等のための施設・設備の整備として、紫光館に車椅子対応のエレベーター、トイレを設置し、固定席式の講義室では、車椅子対応の座席を 1 席確保している。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
6-1 講義室、演習室その他の施設・設備が、各法科大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されているか（「専門職」第 17 条）。	I◎	A	A
6-2 学生が自主的に学習できるスペースが十分に備えられ、かつ、利用時間が十分に確保されているか。	I○	A	A
6-3 各専任教員に十分なスペースの個別研究室が用意されているか。	I○	—	—
6-4 学生の学習及び教員による教育研究のために必要な情報インフラストラクチャー及びそれを支援する人的体制が適切に整備されているか。	I○	A	A
6-5 身体障がい者等のために適切な施設・設備が整備されているか。	II○	—	—
6-6 施設・設備を維持し、社会状況等の変化に合わせて、施設・設備を充実するよう、適切に配慮されているか。	II○	—	—

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

6-2 学生が自主的に学習できるスペースの整備及び利用時間の確保については、前年度の自己点検・評価の際から変更はない。

ただし、紫光館 4 階に設置している研究生専用の共同自習室（2 室）については、学生数及び研究生数の減少に伴い、

深草図書館分室の共同自習室のみで、すべての学生及び研究生を収容可能な状況となったことから、使用を終了することを決定した。

なお、当該自習室の閉鎖時期については、2015 年司法試験（5 月 13 日～17 日）を考慮し、2015 年 5 月末日とすることとした。また、在学生及び研究生に対しては、十分な周知期間をとるため、閉鎖する 10 ヶ月前に説明会を開催し、学習環境に支障をきたさないよう配慮した。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
6-2	①「4 階共同自習室の取扱いについて（提案）」2014 年 6 月 4 日教授会提案
	②「紫光館 4 階共同自習室に関する説明会の開催について」2014 年 7 月 10 日付掲示

II. 評価結果

総評
紫光館 4 階に設置している研究生専用の共同自習室（2 室）は、学生数及び研究生数の減少に伴い閉室を決定した。閉室については、学習環境に支障をきたさないように閉鎖する 10 ヶ月前に説明会を開催し、在学生に配慮がなされている。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項目に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 6	施設・設備、図書館
②	図書等の整備／閉館時間／国内外の法科大学院等との相互利用／特色ある取組み

[参考：2014 年度の現状（概要）]

紫光館に深草図書館分室を設置し、約 37,000 冊の図書資料及び約 390 タイトルの雑誌を所蔵している。深草図書館分室では、セキュリティシステムの導入により安全を確保しつつ、開架図書については、年間を通じて 24 時間利用できる環境を整えている。

大学として公益財団法人大学コンソーシアム京都共通閲覧システムに参加しており、相互利用が可能である。大学コンソーシアム京都参加校以外の大学図書館については、紹介状を持参するかまたは資料を取り寄せて利用することができる。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
6-7 図書館には法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究のために必要かつ十分な図書及び電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されているか。	I ○	—	—
6-8 図書館の開館時間は法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究のために、十分に確保されているか。	I ○	A	A
6-9 国内外の法科大学院・研究機関等との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備を行っているか。	II ○	—	—
6-10 法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成するために、施設・設備の整備について特色ある取組みを行っているか。	II ○	—	—

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称

II. 評価結果

総評	
当該基準については、前年度の自己点検・評価の際から変更はない。 前年度に伸長すべき点として取り上げられた「ロー・ライブラリアンの配置」「開架書庫1の24時間利用」「eラーニングシステムの整備」「修了生が継続して学修できる研究制度」などの支援体制は継続して頂きたい。	
伸長すべき点（長所）	《箇条書き》
改善すべき点	《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要	

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 7	事務組織
	適切な事務組織の整備／事務組織と教学組織との関係／事務組織の役割／事務組織の機能強化のための取組み／特色ある取組み

[参考：2014 年度の現状（概要）]

事務組織については、独立研究科に対応した専門部署を設置しており、人員配置についても、入学定員 25 人、専任教員数 16 人に対して、8 人の事務職員を配置している。内訳は、専任事務職員 4 人（うち 1 人は課長）、嘱託職員または職務限定職員 3 人及びアルバイト職員 1 人の合計 8 人である。なお、職務限定職員のうち、1 人はロー・ライブラリアンである。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
7-1 法科大学院の管理運営及び教育研究活動の支援を行うため、法科大学院の設置形態及び規模等に応じた適切な事務組織の整備及び職員配置が行われているか（「大学院」第 35 条）。	I◎	B	B
7-2 管理運営及び教育研究活動の支援において、事務組織と教学組織との間で有機的な連携が図られているか。	I○	A	A
7-3 法科大学院の中・長期的充実を支えるために、事務組織としての企画・立案機能は適切に発揮されているか。 (※募集停止等の理由により、「中・長期的」充実については点検・評価の対象外とする。)	II○	A	A
7-4 管理運営及び教育研究活動の十全な遂行のため、職員に求められる能力の継続的な啓発・向上に努めているか。	II○	A	A
7-5 法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るために、特色ある取組みを行っているか。	II○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

7-2 事務組織と教学組織との有機的な連携については、以下のとおり対応している。

- ①管理運営について、教務課員は、各種の会議体に出席又は陪席しつつ、必要な支援を行っている。
- ②教育活動支援について、法科大学院教務課では、教材印刷、学期末の課題研究レポートの提出受付及び TA の勤務時間管理業務等を行っている。他方、e ラーニングに関する教員サポートについては、法科大学院情報メディア室が担っている。また、これらの事務室と法科大学院教員の研究室は、隣接する紫光館・至心館に配置されており、事務組織と教学組織との有機的な連携が可能となっている。
- ③研究活動支援については、全学的な研究支援の枠組みの中で研究部が所管しており、日常業務については、紫光館・

至心館エリア内で対応可能なよう、配慮されている。また、研究支援又は図書館の運営を審議する全学の会議体の運営でも、担当事務組織の部課長と法科大学院教員がともに構成員として参画する体制が整備されている。 7-3 事務組織としての企画・立案機能について、法科大学院教務課は、必要な情報を収集するとともに、収集したデータを分析することにより、企画・立案を行っている。教務課による情報収集としては、国、関係機関及び他法科大学院等の web サイトに掲載される情報を定期的に確認するなどの取り組みが挙げられる。このように収集した情報は、関係教員に配信しているほか、様々な内部情報と総合・分析し、企画・提案につなげている。 7-4 職員に求められる能力の継続的な啓発・向上について、専任事務職員は「学校法人龍谷大学就業規則」および「事務職員研修要項」に基づき、各種研修を受講している。嘱託職員についても、「嘱託職員研修要項」に記載のとおり、各種研修制度を整備し活用している。 また、専任事務職員については、「評価制度」により、部署目標を設定した上で、職員が自身の「能力」を客観的に把握し、優れた点の伸長と努力課題の改善とを行いつつ、資質・能力向上を図っている。 7-5 事務組織とその機能の充実を図るための特色ある取り組みとしては、法科大学院教務課にロー・ライブラリアンを配置しており、学生及び教員に対して法情報教育に関する専門的な支援を行っていることが挙げられる。ロー・ライブラリアンは、通常は学生の自習室スペースと一体となった深草図書館分室に勤務しており、その業務内容は、法情報の収集・整理・発信等である。また、学生及び教員からの相談（レファレンス）にも応じている。 [改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称

Ⅱ. 評価結果

総評		
専任事務職員については、評価制度により、部署目標を設定した上で、職員が自身の能力を客観的に把握し、伸長と改善を行いつつ、資質・能力向上を図っている。今後も継続し、啓発・向上に努めて頂きたい。 法科大学院教務課にロー・ライブラリアンを配置し、学生及び教員に対して法情報教育に関する専門的な支援がなされている。		
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》		
法科大学院教務課にロー・ライブラリアンを配置し、学生及び教員に対して法情報教育に関する専門的な支援を行っていることは、事務組織とその機能の充実を図るための特色ある取り組みと言える。		
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載		
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要		

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 8	管理運営
	管理運営体制等／法科大学院固有の専任教員組織の長の任免／関係学部・研究科等との連携／財政基盤の確保／特色ある取組み

〔参考：2014 年度の現状（概要）〕

専門職大学院「学則」第 51 条に教授会の設置を定め、同第 52 条に審議・決定事項について定めている。運営の細目については、「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会内規」を定めている。教授会が審議・決定権限を有する事項は、「学則」に明文化しており、専任教員組織である教授会に、意志決定の機会が制度的に保障されており、その決定が制度的に尊重されている。

また、本学は、「財政基本計画」に則した財政運営を行っており、その基本理念である「教学創造こそ財政」の認識の下、学生や社会から評価される教学内容を創造し、「安定的な学生確保」や「多様な外部資金の獲得」を図ることにより、そこから得られた資金をさらに教学創造という質的發展に重点投資を行い、教学支援財政の確立に向けた「主体性」「安定性」「健全性」「社会性」の高い財政運営を目指している。

管理運営上の特色ある取り組みとしては、相互の連携協議を重ねるため、「法学部・法学研究科・法科大学院三者協議会」を設置している。

〔点検・評価項目について〕 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
8-1 法科大学院の管理運営に関する規程等が整備されているか。	I ○	A	A
8-2 法科大学院の設置形態に関わらず、法科大学院の教学及びその他の管理運営に関する重要事項については教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されているか。	I ◎	—	
8-3 法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されているか。	I ○	A	A
8-4 法科大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それとの連携・役割分担は適切に行われているか。	I ○	A	A
8-5 法科大学院の教育研究活動の環境整備のために十分な財政基盤及び資金の確保に努めているか。	I ○	—	—
8-6 法科大学院における管理運営の機能・あり方等の充実を図るために、特色ある取組みを行っているか。	II ○	—	—

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
8-3 法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免については、法科大学院の組織長である「研究科長」の選出方法等を、「龍谷大学大学院法務研究科研究科長選挙内規」で定めている。2014 年度法務研究科長選挙の実施に際しても、これらの規定に則り、適切に実施した。
8-4 この点に関して、法科大学院、法学部、大学院法学研究科ともに独立した教育課程を編成しており、その運営については、それぞれの教授会又は研究科委員会の下に置かれた教務委員会が担っている。ただし、いずれの教育課程も相互に密接な関連を有することから、定例協議の場として、法科大学院、法学部及び大学院法学研究科の研究科長・学部長及び各教務主任により構成される「三者協議会」を設置し、対応している。
〔改善すべき点の確認〕前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
8-3	①「龍谷大学大学院法務研究科研究科長選挙内規」2004 年 4 月 28 日
8-4	①「法学部・法学研究科・法科大学院三者協議会の運営に関する申合せ」2007 年 4 月 11 日制定

II. 評価結果

総評
法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免については、「龍谷大学大学院法務研究科研究科長選挙内規」で定め、この規定に則り、適切に実施されている。 法科大学院、法学部、大学院法学研究科ともに独立した教育課程を編成しているが、いずれの教育課程も相互に密接な関連を有することから、法科大学院、法学部及び大学院法学研究科の研究科長・学部長及び各教務主任により構成される「三者協議会」を設置し、対応がなされている。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 9	点検・評価等
	自己点検・評価／評価結果等に基づく改善・向上／特色ある取組み

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
9-1 自己点検・評価のための組織体制を整備し、適切な評価項目及び確立された方法に基づいた自己点検・評価を実施しているか（「学教法」第109条）。	I◎	A	A
9-2 自己点検・評価の結果を広く公表しているか（「学教法」第109条）。	I◎	A	
9-3 自己点検・評価及び認証評価の結果等を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結び付けるためのシステムを整備しているか。	I○	A	B
9-4 自己点検・評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に有効に結び付けているか。また、認証評価機関等からの指摘事項に対し、適切に対応しているか。	I○	B	
9-5 自己点検・評価を自らの改善に結び付けるために、特色ある取組みを行っているか。	II○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

9-1 自己点検・評価のための組織体制の整備と実施については、以下のとおりである。

組織体制については、法科大学院自己点検・評価委員会を設置し、「法科大学院自己点検・評価委員会内規」に基づく運営を行っている。当該委員会は、「全学大学評価会議」及び「大学評価委員会」とも連携しつつ、自己点検・評価を実施する体制を整備している。実施内容については、「龍谷大学内部質保証のあり方について」に基づき、「自己点検・評価制度」及び「教員活動自己点検」の2制度を2011年度から毎年度実施している。

9-2 自己点検・評価の結果の公表について、2009年度及び2014年度法科大学院認証評価時の「点検・評価報告書」等をwebサイトに公表している。

また、全学的に実施している自己点検・評価制度では、「全学的課題一覧」のみ公開しているが、「法科大学院基準」に照らした場合には不十分な点があると判断し、この問題を前年度自己点検・評価の「改善すべき点」としていた。これについて、法科大学院に係る全シートを公開すべく全学大学評価会議に提案し、その承認を得て（2014年4月24日第1回全学大学評価会議）、2014年度実施分より、法科大学院webサイトに公開している。

9-3 自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備について、法科大学院においても大学評価支援室が策定する「実施要領」に基づき実施している。

それに加えて、法科大学院認証評価及び「自己点検・評価制度」において改善課題の指摘を受けた場合には、法科大学院独自の制度として、自己点検・評価委員会が各委員会に対して定期的に（年2回）改善課題への対応状況に関する報告を求め、委員会で改善状況を確認する制度の導入を決めた（2014年度第12回自己点検・評価委員会）。

9-4 自己点検・評価の結果の改善・向上への反映及び認証評価機関等からの指摘事項への対応については、いずれの場合でも、改善すべき課題が明らかになった場合には、所管の委員会が改善の取り組みを行い、それを自己点検・評価委員会が取りまとめることとしている。さらに、2015年度からは、自己点検・評価委員会が各委員会に対して定期的に（年2回）改善課題への対応状況に関する報告を求め、委員会で改善状況を確認する制度を導入した（9-3参照）。

（1）自己点検・評価の改善・向上への反映

評価の視点9-3で既述したとおり、全学の「実施要領」にもとづくフィードバックシステムにもとづき対応している。

法科大学院は、2014年度自己点検・評価（対象年度：2013年度）において、「留意点」12件の指摘を受けた。「改善勧告」及び「努力課題」の指摘がなかったため、「実施要領」にもとづく「改善計画書」及び「改善報告書」は作成していないが、「留意点」については、すでに所管委員会において改善に取り組んでおり、また、2015年度からは自己点検・評価委員会が定期的に改善状況を確認することとなっている（9-3参照）。

（2）認証評価機関からの指摘事項への対応

「2014年度認証評価結果」（大学基準協会）においては、適合評価を受けたものの、「勧告」1件、「問題点（助言）」4件の指摘を受けている。これらの指摘事項については、すでに改善の取り組みを行っており、その結果については「龍谷大学 法科大学院認証評価提言に係る改善状況及び今後の方向性」として、本学webサイトに公開している。

特に、「勧告」では、「平常点の評価が実際には各科目担当教員の裁量に任されており、法科大学院として成績評価の客観性・厳格性を確保するための取組みがなされているとはいいがたく、明示された基準・方法に基づく成績評価の客観的かつ厳格な実施という観点から問題が認められる。したがって、今後は、成績評価の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等について、FD活動を通じて検討し、改善を図ることが必要である。（評価の視点2-34、2-40）」との指摘がなされた。

これについては、すでに成績評価の関連ガイドライン等（成績評価に係る基本方針、成績評価ガイドライン及び認証評価にかかる答案等の保管についての申合せ）を改定したうえで（2014年度第18回教授会承認）、2015年度のシラバス作成依頼に際して各教員に周知し、改善の取り組みを行っているところである。（2-33参照）。

ただし、「問題点（助言）」のうち、教員の男女構成比率の偏り（評価の視点3-10）については、今後、組織廃止までに教員採用を行うことがあれば、引き続き女性教員の採用に努めることを確認したが、現実的には組織廃止までのあいだに教員採用の予定はない。また、「4. 学生の受け入れ」にかかる2項目（評価の視点4-9、評価の視点4-14および4-15）についても、学生募集を停止したため、指摘事項を確認するに留まっている。

9-5 自己点検・評価を自らの改善に結び付けるための特色ある取り組みについては、以下のとおりである。

評価の視点9-3で既述したとおり、大学全体として「実施要領」に基づくフィードバックシステムを整備している。

それに加えて、法科大学院独自の制度として、法科大学院認証評価及び「自己点検・評価制度」において改善課題の指摘を受けた場合には、自己点検・評価委員会が各委員会に対して定期的に（年2回）改善課題への対応状況に関する報告を求め、委員会で改善状況を確認する制度の導入を決めた（2014年度第12回自己点検・評価委員会）。（9-3参照）

このように、自己点検・評価活動をとおして、自己点検・評価委員会を中心とする恒常的な検証・改善体制が整備され、自己点検を通じた改善の取り組みが定着しつつあることは、法科大学院の特色であるといえる。

〔改善すべき点の確認〕前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

〔前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項〕

9-2 自己点検・評価の結果の公表について、「全学的課題一覧」の公開のみでは「法科大学院基準」に照らして、不十分な点がある。そのため、評価結果を含む全シート公開を前提に、2014（対象年度：2013）年度自己点検・評価を実施する。また、全シート公開について、大学評価会議に提案し、その承認を得る。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
9-1	①「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）委員会内規」
	②「法科大学院自己点検・評価委員会内規」
9-2	①法科大学院 web ページ「自己点検・評価」 < http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/publish/hyouka.html >
9-3	①「法科大学院における自己点検・評価について」（2015 年 1 月 20 日改訂）
9-4	①本学ホームページ「認証評価」 http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/info_disclosure/accreditation.html
	②「龍谷大学 法科大学院認証評価 一提言に係る改善状況及び今後の方向性」 http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/info_disclosure/images/pdf/2014/kadai_law+.pdf
	（再掲：2-26-②）大学基準協会「龍谷大学大学院法務研究科法務専攻に対する認証評価結果」2015 年 3 月

II. 評価結果

総評
自己点検・評価の組織体制としては、法科大学院独自に自己点検・評価委員会を設置し、「法科大学院自己点検・評価委員会内規」に基づき「全学大学評価会議」及び「大学評価委員会」とも連携し運営を行っている。今後も継続して実施頂きたい。 また自己点検・評価の結果の公表については、2014 年度から法科大学院に係る全シートを法科大学院 web サイトに公開されている。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 10	情報公開・説明責任
	情報公開・説明責任／特色ある取組み

[参考：2014 年度の現状（概要）]

全学規程「学校法人龍谷大学情報公開規程」の制定を踏まえて独自の「情報公開内規」を制定し、「情報公開委員会」を設置している。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目(評定・現状説明・根拠資料は不要)
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目(変更がなければ現状説明・根拠資料は不要)

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
10-1 法科大学院の組織・運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか（「学教法施規」第172条の2）。	I◎	A	A
10-2 学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制は整備されているか。	I○	A	
10-3 現在実施している情報公開は、説明責任の役割を適切に果たしているか。	II○	A	
10-4 法科大学院の組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開において、特色ある取組みを行っているか。	II○	—	—

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

10-1 組織・運営と諸活動の状況に関する情報については、web サイトを用いて公開している。公開すべき情報については、「龍谷大学法科大学院情報の公開等に関する内規」（以下、「情報公開内規」という）第4条において、法令及び法科大学院基準に則って定め、それに基づき対応している。詳細については、同内規第7条に基づく情報公開委員会の議を経て、法科大学院長が年度当初に定めている。

10-3 「情報公開内規」の第1条には、内規制定の目的の一つとして、社会に対する説明責任を適切に果たすことを掲げており、この目的にしたがい、各種情報の公開に取り組んでいる。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
10-1	① 「龍谷大学法科大学院 情報の公開等に関する内規」 2014 年 2 月 19 日改正 (再掲：2-42-⑨)「情報の公表」 < http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/publish.html >最終アクセス：2015/04/16

II. 評価結果

総評
情報公開については、「龍谷大学法科大学院情報の公開等に関する内規」において定め、web サイトを用いて公開している。公開すべき情報については、情報公開内規に基づく情報公開委員会の議を経て、法科大学院長が年度当初に定めている。規程及び体制は整備されていると評価できる。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要